

農民層分解と地代範疇

学説批判 —(1)—

丹野清秋

Studies on the Essay of the Disintegration of Peasantry and the Problem of Ground-rent

The inquiry and criticism of the theory on this subject (1)

SEISHU TANNO

—目次—

序	農民層分解論の基本視点と問題の限定
第I章	旧講座派における農民層分解と地代範疇——野呂・山田(盛)・平野(義)理論を中心として——
第1節	野呂氏における農民層分解と地代範疇
(I)	「——発達史」・「——諸条件」段階での野呂氏の農民層分解と地代範疇
(a)	「——発達史」における見解
(b)	「——諸条件」における見解
(II)	労農派(猪俣・櫛田両氏)との論争段階での野呂氏の農民層分解と地代範疇
(a)	土地所有と小作料について
(b)	農民層の分化・分解について
(III)	要約
第2節	山田(盛)・平野(義)両氏における農民層分解と地代範疇
(I)	『——分析』の理論構成と農業理論
(II)	『——分析』の農業生産部門における諸範疇
(III)	『——分析』・『——機構』における農民層分解と地主制
(a)	『——分析』の見解
(b)	『——機構』の見解
(c)	問題の整理
(IV)	平野氏「半封建地代論」
第3節	過渡的土地所有と地主制——私見の展開
第4節	山田氏「零細農耕の論理」と農民層分解

序 農民層分解論の基本視点と問題の限度

① 農民層分解論は、周知のように農業・農民問題におけるきわめて実践的な現状分析論的研究分野に属するものであるといわれている。この農民層分解は、もっとも古典的・定式的には、農業における基本的な生産手段である土地を所有(あるいは占有)し、その土地とその他の生産手段を結合させて自己および家族の労働力をもって農業生産(経営)を営んでいる農業者——つまり、生産手段と労働力の全部がその殆んどを所有して農業生産を営む小生産者としての農民——が、資本主義社会における基本的な階級である「農業企業家と農業労働者にわかれていく過程である¹⁾。」といわれる。つまり、小生産者としての農民が、農業における商品生産の発生・発展にともなって、「財産上の不平等の発生²⁾」を余儀なくされ・分化し、そして農民層の多くが「財産上の不平等」を越えてさらに無一物の労働者になり、ごく一部の農民が上昇して農業企業家になる過程、——すなわち、「中位の『農民』の減少によって、両極の群を發展させながら、農村住民の新しい二つの型³⁾」としての敵対的な「農村ブルジョアジーと農村プロレタリアート」を創出する過程、これが、古典的に農民層の分解であるといわれる。それゆえ、この過程を体系的・理論的に究明把握するのが、農民層分解論であるといえる。

このように、農民層の分解は、農業における商品生産の発生・発展過程においてもたらされるものであり、それゆえ農民層の分解は、農業における商品生産に触発さ

れてのそこでの「農民のあいだでのすべての経済的矛盾の総体⁴⁾」の結果として現実化されるものである。その意味で農民層の分解は、「商品経済のカテゴリー⁵⁾」に属するものであり、農民をとりまくすべての「経済的矛盾の総体」として現実化される限り、その分解論は、すぐれて農業・農民問題における現状分析論に属するものであるということになる。

ところで、経済過程の展開・発展は、きわめて連続的に展開・発展するのを特徴とするものである。それゆえ、農民層の分解は、中位農民層の「財産上の不平等」の発生による分化を通しての農村における、「農村ブルジョアジーと農村プロレタリアート」の形成にあるといっても、それは、かならずしも一挙に直線的にもたらされるものではない。つまり、この農民層の分解過程は、国により・時代により、きわめて多種多様な過程をたどって進行するものである⁶⁾。そして、農民層の分解は、農業における商品生産の発生・発展において現実化される限り、この分解過程の把握は、特定国の、一定の歴史の発展段階における具体的な農業生産における商品生産の分析によって果たさなければならぬことになる。ところで、農業における商品生産の発生・発展とは、本来的に自然物である土地を基礎にして、つまり、現物経済をもとにしての農業生産から過去の間人労働の体化されたものとしての生産手段をもとにしての生産が営まれるようになることである。したがって、このような過去の労働の体化された生産手段を生産の基軸とするような農業生産が、いかに形成され・展開されているかという点の把握をもとにして、農民層の分解は、具体的に究明把握されなければならない。その意味において、農民層分解は、すぐれて農業生産の発展構造の時系列的な現状分析をもって明らかにされなければならないといえるのである。

② 前にふれたように農民層分解は、農業における商品生産の発生・発展過程において、小生産者としての農民層が、農村ブルジョアジーと農村プロレタリアートの両極に分かれていくことであるが、それは、かならずしも直線的に展開・進行するものではなかった。それは、国により・時代により多種多様な過程・形態をとって展開・進行するものである。そこで、この過程を具体的に把握するには、特定国の一定の歴史段階における、農民の農業生産（経営）の連続的な再生産過程を分析・把握することによってなされなければならない。つまり、農民層分解は、農業における商品生産の発生・発展過程において農民層間に「財産上の不平等」が発生し、それが展開する線上において現実化されるものである。それゆ

え、分解が現実化されるためには農民層の現実の再生産過程での分化の段階が横たわるのである。そこで、このことを少し具体的にいえば、それは、農民層間に経営規模の格差の発生することであり、この経営規模の単なる格差の発生は、分解とはいえない。というのは、そこには資本対賃労働関係がまだ現実化されていないからである。したがって、農民層の分解に先行するものとして農民層間の「財産上の不平等の発生」=いわゆる農民層の分化の段階が横たわるといえるのである。そして、この農民層の分化の進行の深化において、農民層は、現実的に資本対賃労働の成立として両極に分解するのである。それゆえ、小生産者としての農民層が、商品生産者化を余儀なくされ、その商品生産の競争に破れ農業の基本的な生産手段である土地の一部あるいは全部を失って、土地所有者（地主）と一定の貸借関係に入りこみ、農民が自小作農・小作農となるがごときは分化の段階なのであり、分解ではない。したがって、農村における地主・小作関係の成立・展開のみをもって農民層の分解とはいえないのである⁷⁾。しかし、農民層の分化の進行・進化の一定の展開において、農民層の分解が現実化されるのであるから、次のような分化の状態を含むものとしていうならば、それは分解という範疇において考えてもよいであろう。つまり、分化の段階を通して、農民層が何らかの形で他人を雇用するか、雇用されるかというものであるならば、その分化は、農民の脱農化の過程としての分解と密接に表裏をなしているといえる。そこで、このような分化は、分解の範疇に入る。

ところで、農民層分解は、農村内部における農業資本家と農業労働者の形成にあると文字通り解する必要はない。つまり、農民層分解は、「商品生産のカテゴリー」に属するものであり、それゆえこの商品生産は、社会的な分業の発生・展開を同時に含むものである。この社会的分業は、近代社会の発生初期においては農業からの農村家内工業の分離としてもたらされる。そして、この社会的分業の形成・展開は、多かれ少なかれ農業生産それ自体の質的な変化を要求する。なぜなら、農業から分離した農村家内工業それ自体が、その展開・発展の基礎としての労働力を農業から吸収するからである。そこで農業それ自体は、かかる工業による労働力の吸収に応じて自からの生産をかえなければならぬのである。かかる過程において、農民層の分化・分解が、農業の内部的にとともに外部的にも社会的総生産過程に関係するようになる⁸⁾。したがって、農民層の分化・分解が、農業における資本対賃労働を形成するとともに工業における賃労働の形成を含むものであるといわなければならない

いのである。この農民層の分化・分解による、農業外の賃労働者の形成は、農業生産における労働技術体系が小農の技術として展開している国において、特に激しくもたらされる。つまり、農業における技術体系が、小農の技術の発展としてもたらされているところでは、農業における資本対賃労働関係の成立というより、農外の賃労働者の形成として、農民層の分化・分解は展開するのである⁹⁾。それゆえ、かかる農業外の賃労働者の形成として、農民層の分化・分解が展開しているところでは、農業における農民の生活水準の獲得の条件に規制されて農民外の賃労働者の賃金水準は、きめられることになる。わが国における、明治維新以降の農民層分解の基調は、農業における資本対賃労働の形成というより、自作農と自小作小作の分化・分解を通しての農外の賃労働者の形成というところにあったとみなされる。

したがって、わが国における農民層分解の究明は、いかにして農民の生活水準部分が形成され、非農業生産部門と関係するかという点をもちながら果たされなければならない。

③ ところで、農民層分解論は、農業における商品生産の展開・発展過程での、資本対賃労働の形成として究明されるのであるから、それは、経済学における基本的諸範疇である労賃・利潤・地代が、いかに形成され・確立されるか、という視点を常に念頭において把握しなければならないのである。つまり、農民層分解を体系的・理論的に把握・究明するには、まづ経済学における諸範疇をもって、特定国における、一定期間での農民層の変貌過程を具体的に分析しなければならないが、この場合の分析は、単に諸範疇の機械的・固定的な適用によるのではなく、それが特定国における一定期間の農民層の展開のうちに、いかに形成・確立されつつあるのか、あるいはいかに形成・確立されてきたのかという点においてはたされなければならない、と私は考える。というのは、そうすることによって抽象的・理論的な経済学の諸範疇が、特定国の、一定の歴史の発展段階における具体的内容をもったものとして把握され、そして農業生産の有機的な展開が、体系的に豊に分析・把握される、と私は考えるからである。

ところが、これまでのわが国の農民層分解にかんする理論的な分析・把握の多くは、経済学の基礎範疇である地代範疇——いわゆる土地所有範疇を分析・把握の前提におき、かつこの地代＝土地所有範疇の固定的な適用をもって、農民層の分化・分解を論じ・論定するか、諸範疇の正しい把握の上に確定されるべき「独占資本」なる範疇をアプリオに前提することによって、それを論じ・

論定しているものとみなされる。

例えば、戦前のわが国の農民層分解の把握についていうと、それは、「半封建的・封建的土地所有」という範疇を分析および論述の前提としてアプリオにおき、その範疇の固定的な適用と展開によって農民層の分化・分解を分析し・把握しているのがその一例である。戦後においては、「独占資本」の農業生産の把握として、その機械的なくりかえしによって、農民層の分化・分解を分析し・把握するごときが、その例である。

④ そこで、ここでは、農民層分解の体系的理論的な把握・究明は、いかになされなければならないかという点を念頭において、戦前における地代＝土地所有範疇をもってわが国の農業生産構造の展開を把握していた見解を検討・批判しながら、農民層分解論の正しい方向を究明したい¹⁰⁾。したがって、ここでは、農民層分解の体系的・理論的な把握・究明において、地代＝土地所有範疇は、いかに位置づけられ・かつ論じられなければならないかという点に問題を限定したい。

- 註 1) レーニン『ロシアにおける資本主義の発展』、『全集』第3巻、48頁、大月書店版。以下この版による。但し、『——発展』と略記する。
- 2) レーニン『——発展』、同上書、166頁。
- 3) レーニン『——発展』、同上書、168頁。
- 4) レーニン『——発展』、同上書、165頁。
- 5) レーニン『——発展』、同上書、13頁。この点について、花田仁伍氏は、レーニンの指摘にそって、農民層分解は「『商品経済が、その発展のうちに、資本主義経済に転化して』（レーニン『——発展』、同上書、13頁）いく過程の別の表現にほかならないから、『商品経済のカテゴリー』（同前、13頁）であることは間違いない。……農民層分解の問題は本質的に商品生産の範疇（カテゴリー）に属するといえる。」（「農民層分解と商品生産・農産物価格形成の論理——農地改革を契機とするその変化——」、九州農業経済学会『農業経済論集』第15巻、1頁、1964年）と指摘している。
- 6) つまり、農民層の分解過程は、小生産者としての農民が、生産の展開における諸々の経済的要因によって触発され、それは数年にも数十年にもわたって進行するものである。（レーニン「農業における資本主義の発展法則についての新資料」、『全集』第22巻、72～73頁、大月版。以下「——新資料」と略記する。）

- 7) つまり、吉野城氏は、戦前におけるわが国の農民層分解は、自作農の地主・小作の関係の両極分解であるといっているのであるが、単にそれだけをもって農民層分解というのは正しくない。(吉野城『日本農民分解論』, 94頁, 1958年, 大月書店)。なお、この指摘については、山崎春成氏「農民分解論」・近藤康男編・新版『農業経済研究入門』第3章第1節, 206~207頁参照。
- 8) レーニン『——発展』第1章参照。
- 9) このような技術体系のもとにおいては、家族労働力の燃焼が先行し、他人の労働力を雇用するだけの生産基盤の形成がなされていないからである。
- 10) レーニンは、農民層分解を把握する場合に、常にマルクスの『資本論』第37章の論述をもとにして、「そこに諸君は、資本が歴史の舞台に登場するときに見いだすきわめて多種多様な土地所有形態——封建的、民族的、共同体的・・、国家的、等々——が指摘されているのを、見られるであろう。資本は、これらすべての種々の土地所有形態を自分に従属させ、自分にあうように改造する。しかしこの過程を理解し、評価し、統計的に表わすためには、この過程の形態が異なるのに応じて、適宜に問題提起と研究方法をかえることができないからならぬ。」(レーニン「——新資料」, 『全集』第22巻, 58~59頁)と指摘している。そして、レーニンは、いろいろの農業生産の展開に応じて農民層分解の指評をその都度変えて分析している。しかし、レーニンは、そのように農民層分解を論述しながら、農民層分解と土地所有との関連については理論的に明瞭に論述していない。この点の考察については、とりあえず原田統之介「雇役制度について」(九州大学『経済学研究』第30巻, 1963年), 日南田静真『ロシア農政史研究』, 1966年, 御茶の水書房の論文・論著を参照されたい。

第I章 旧講座派における農民層分解と地代範疇

—野呂・山田(盛)・平野(義)理論を中心として—
わが国における農民層分解と地代範疇に関する見解を

学説的に検討・批判するには、戦前においてわが国の資本主義分析を体系的・理論的にはじめて把握しようとした、旧講座派と呼ばれている人々の、その見解の検討・批判からはじめるのが、適当であると考えられる。というのは、旧講座派は、周知のようにわが国の明治維新以降の農業生産を半封建的土地所有にもとづく、半封建的零細農業生産であると規定し、この規定をもとにしてわが国資本主義の展開・発展の特殊性を、はじめて構造的・体系的に分析しているといえるからである。

ところで、旧講座派における理論的・実践的先覚者は、野呂栄太郎氏であったといわれている。つまり、わが国資本主義の体系的・理論的分析にかんする、旧講座派の理論は、この野呂氏によって問題が提起され・論じられたわが国資本主義論をもとにしての、そこでの論点の山田盛太郎氏・平野義太郎氏による、その論のヨリ一層の展開・深化という形をとって、完成されたものといわれている。そこで、旧講座派のわが国資本主義論は、野呂氏によってその「原型」が与えられ、山田・平野の両氏によるそのヨリ一層の展開・深化ということによって、体系的に完成されるにいたったものであるといわれている。

この意味において、ここで旧講座派の農民層分解と地代範疇にかんする見解(理論)を検討・批判するにあたって、旧講座派のわが国資本主義論の「原型」を与えたといわれる野呂氏のその見解(理論)と旧講座派理論の体系的完成者といわれている山田・平野両氏の見解(理論)に視点を据えて検討・批判をするのが適当であると考えられる。

しかし、あらためていうまでもないことであるが、旧講座派の農民層分解と地代範疇の検討・批判といっても、これらの論者が、直接この視点に則して、その論文・論著をあらわしているわけではない。この点にかんする旧講座派の論者(理論)は、これらの論者の各々のわが国資本主義分析論およびそれに則しての明治維新以降の農業・民問題把握論を展開している、論文・論著において論述されているその中にみられるものである。その限りにおいて、これらの論者の、論文・論著の中から、農民層分解と地代範疇にかんする見解(理論)を引き出して検討・批判するのは、適当でないかも知れない。しかしながら農民層分解は、「農民のあいだでのすべての経済的矛盾の総体」として、土地を基軸として営まれている農業生産の商品経済・商品生産の浸透によってもたらされるものとするならば、これらの論者の論文・論著の中で、いかに農民層分解をわが国資本主義の展開・発展のもとにおいて土地所有=地代範疇との関連から把

握し・論述していたかという点に、視点を据えて検討・批判するのも無駄ではないであろう。そこでこの章では、野呂・山田・平野氏のわが国資本主義論での、農民層分解と地代範疇にかんする見解（理論）に視点を置きその検討・批判をすることにしたい。

第1節 野呂氏における農民層分解と地代範疇

野呂氏のわが国の農業・農民問題把握の見解とその理論は、氏の理論的・実践的活動のなかから大きく分けて二つの見解があるといえる。つまり、氏の学生時代の研究と「日本労働学校その他における『資本論』の講述中」の成果として発表された「日本資本主義発達史」（以下「——発達史」と略記する）と27年テーゼをなかにはさんで完成したといわれる「日本資本主義発達の歴史的諸条件」（以下「——諸条件」と略記する）の段階での見解、それと労農派との論争の過程でもたらされた見解とが、それである¹⁾。

ここで、先走って野呂氏の見解の全体にわたって要約的にいっておけば、氏の農民・農民問題にかんする理論は、「資本の論理」を前面にだしてわが国の明治維新以降における農業・農民問題を把握するという側面と「土地所有の論理」を理論の前面にだして把握するという側面において、維新以降の農業・農民問題把握をするという二側面があると基本的にいえるのであるけれども、しかし、その展開は、終始一貫しているとはいえないのである²⁾。

つまり、「——諸条件」段階までの氏の見解は、この「資本の論理」を前面に出して、資本が、いかに明治維新以降のわが国における農業生産の展開・発展過程のうちに、そこでの「土地所有」をとらえて農業生産が営なまれつつあるかという観点において、基本的に論述されているといえるのである。しかし、労農派との論争の段階になると、氏の見解は、「土地所有の論理」の側面が理論の前面にでて、「資本の論理」の側面は全く後退してしまい、土地所有の側面においてわが国の農業の再生産過程を体系的・理論的に把握することが、大切であるというようになってくる。そこで、このような氏の二側面の見解が、いかに展開され、どのように氏の「資本の論理」の側面からするわが国農業生産の把握の理論が、「土地所有の論理」による農業生産把握の理論に変化していったかを検討しながら、氏の農民層分解と地代範疇の見解を以下検討・批判していこう。

註 1) 野呂栄太郎の労作は、『日本資本主義発達史』の書名で、鉄塔書院・1930年、岩波書店・1935年、出版されているものと、『野呂栄太郎全集』

第一巻（1947年、岩波書店）、『野呂栄太郎著作集』第一集・第二集・第三集（1949年、三一書房）、『野呂栄太郎全集』上（1965年、新日本出版社）等々がある。この最後の新日本出版社版は、旧かなづかいで書かれている原文を新かなづかに改めて出版されている。ここでは、この上巻に集録されている限りでの論文は、この版によった。それ以外は、三一書房の『著作集』により、旧かなづかいを新かなづかに引用者が改めて引用している。以下『全集』上、『著作集』として略記することにする。

2) この点について、大内力氏は、野呂氏（＝講座派）の「土地制度史観」によるものであると批判している。（大内力『日本経済論』上、54頁、1962年、東大出版会）。

(I) 「——発達史」・「——諸条件」段階での野呂氏の農民層分解と地代範疇

この段階での、野呂氏の農民層分解と地代範疇にかんする見解（理論）は、かつての「日本資本主義論争」において中心的論争点であった明治維新変革について、明治維新は、基本的にブルジョア革命であったという見解の上にたって展開されている。しかし、その見解は、「——発達史」と「——諸条件」では若干の距離がある。

つまり、「——発達史」では、明治維新変革は、「資本家と資本家の地主とを支配者たる地位につかすむるための³⁾」「政治革命であるとともに、また広範にして徹底せる社会革命であった⁴⁾」という、いわゆる明治維新のブルジョア革命説を、野呂氏はとっていた。しかし、「——諸条件」では、明治維新変革は、「あきらかに強力的政治革命であったとともに……また広範なる社会変革であった⁵⁾」という見解をとる、とともに「明治維新が、ただちにブルジョア革命—有産者団〔ブルジョア階級〕の政權掌握—を意味するものでなかったことはもちろんである⁶⁾」という見解をつけくわえることによって、氏は明治維新をとらえていた。したがって、氏の「——発達史」での明治維新変革の見解は、一般にいわれるブルジョア革命説であったといえるが、「——諸条件」での、氏のその見解は、ブルジョアの革命説を、いわゆるかなり不十分なブルジョア革命説をとっていたといえるのである⁷⁾。

この両論文における野呂氏の明治維新変革についての距離的差が、明治維新以降の農業・農民問題にたいする理論的な見解の差としても、両論文にあらわれている。この点を踏まえて両論文での、氏の見解を検討していこ

う。

- 註 1), 2) 野呂『全集』上, 58 頁。
 3), 4) 野呂同上書, 165 頁。
 5) この兩論文について, 上山春平氏は, 「——
 發達史」は自主的なものであり, 「——諸条件」
 は「27年テーゼ」を契機とする「國際的権力の
 圧迫による思想的転向に近いものを感じる」
 (『思想における『平和旧共存』の問題』・講座
 現代思想 11 卷, 237 頁, 1958 年, 岩波書店)
 と述べている。これにたいし神田文人氏は, 野
 呂氏は, 「27 年テーゼ」を契機として, 地主小
 作関係の分析に重点をおき, そこでの封建的生
 産関係を強調しているが, 「——發達史」全体
 のシェーマを変更するものではなかったといっ
 ている。(神田文人「野呂栄太郎論」—その思想
 史的検討—・『史学雑誌』第 69 編第 11 号, 28
 頁, 1960 年)。なお, 福富正美氏は, この点に
 ついて, 「上山氏の見解よりも神田氏の指摘の
 方がはるかに正しいと考える。」(『日本資本主
 義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論』・山口
 大学『東亜経済研究』第 37 卷第 2 号, 25 頁,
 1963 年), といっている。ともあれ本文にみる
 ように, 野呂氏の農業理論にかんする限り, 兩
 論文にはかなりの差があることは事実である。

(a) 「——發達史」における見解

この論文での, 野呂氏の農民層の分化・分解にかんする見解は, 先ず明治維新を契機とする明治 6 年 (1873 年) の地租改正による, 地租の金納化にともなう農民層の貨幣経済化=商品生産者化に求める。

つまり, 周知のように地租改正は, これまでの土地の占有者にたいし, 土地の自由な私的所有を法認することにより, その土地所有者に金納地租の義務を負わしめるとともにその土地の自由な売買・質入・移転を認めるものであった。これは, 資本主義社会体制における体制的基礎としての, 私的所有の体制的な確立を意味するものであり, かつ, 地租の金納化は, わが国における近代的租税制度の確立をもたらすものであった。この意味において, 地租改正は, わが国が, 徳川封建社会=資本主義社会への脱皮する起点であったといわれる。そこで, この地租改正によって, 農民層は, 金納地租を納めるために, 貨幣経済・商品経済にまきこまれざるをえなくなった。この農民層の貨幣経済・商品経済化は, 農民層が, 自ら生産した生産物を商品市場との関連において貨幣に実現せざるをえなくなったことを意味するものである

が, 商品市場においては, いわゆる「一物一価」の法則が, 作用するがゆえに, 農民層の経済力は, 自らの生産物が市場との関連において, いかん実現されるかによって, 変動するようになった。ここに, 明治維新以降の農民層の分化・分解の, その必然性があったのである, と野呂氏は把握したのである¹⁾。

しかし, マルクス主義的方法論をもちいて, 実践的・理論的に「日本資本主義」分析をした, 野呂氏は, 明治維新以降の農民層の分化・分解を, 単に地租の金納化にあったと指摘するばかりでなく, 農民層の社会の発展過程における, 農業生産の以下のような矛盾の存在が, 土地所有者としての農民層の分化・分解をもたらしたものであると, その必然性を理論的に主張したのである。

つまり, 農民層は, 地租改正によって土地の私的所有を法認されたのであるけれども, そこでの生産は, 封建的生産様式の基礎をなした, 封建的小規模農業生産そのままの踏襲としての, 生産であったと, 野呂氏はみなした。かかる土地の私的所有と生産における封建的小規模生産の矛盾が, 明治維新以降の農民層を分化・分解せしめたものである, と氏は, 以下のように主張したのである。

「明治維新の改革とくに土地改革は私権の確認, 地租改正などによって土地を純然たる資本家的搾取の手段たらしめ, 資本家的地主の存在を可能ならしめたが, 恩恵は毫も自作農および小作農におよばざりしのみならず, かれらはかえって耕作権の不安定, 諸種の入り会い権の没収などに遭遇したるうえ, 資本主義的価格変動のもっとも不利なる影響をうけなければならなかったのである。封建的誅求をまぬがれた者は, 小作農や小農民 (自作農…引用者) ではなくして産業資本家化せる地主だけ²⁾」であり, 小作農および小農民としての自作農は, 「資本主義的企業経営の危険をさえみずから負担しなければならなくなった。しかも穀価上騰による利益は, 小作料の穀納制とわが国農業の特徴たる絶対および較差 (差額…引用者) 地代法則の完全なる作用とにより, ことごとく地主の享有するところとなったのである³⁾。」しかるに, 明治「維新の变革によってわが農業技術のうえにはなんら取り立てていうほどの革命の变革はみられなかった。…明治以降におけるわが農業経営は, いぜん封建的小規模経営にとどまり, ただますます集約化されたにすぎなかった。…封建的所有関係そのものだけは革命的に根本からくつがえされ, 資本主義的所有関係がこれにかわったのである。ここにわが農業の特殊性が

あり、わが資本主義の発達および変革の過程における農業の特別な重要性がひそむ⁶⁾。」

このような明治維新以降の農業・農民問題にたいする野呂氏の見解は、明治維新の変革—特に土地改革—を起点として、わが国の農業生産が、「資本の論理」の作用にまきこまれたということを示すものである。それゆえ、氏の農民層の分化・分解にかんするここでの見解は、基本的に資本の農業生産への浸透という観点において展開されているものということができる。と同時に、氏は、農業生産における封建的小規模農業生産の存在を強く主張している。これは、後にみるように氏の論理の矛盾ではなからうか。

そして、野呂氏は、このように明治維新以降の、農業生産の「資本の論理」の作用ということを、強く主張しているのであるけれども、その主張は、きわめて観念的で概略的なものであったといわなければならない。つまり、氏は、土地の私的所有の確認農業生産の資本制的市場法則の作用（農民の商品経済への従属）農業における「絶対および較差（差額……引用者）地代法則」の作用として、明治維新以降のわが国農業生産への、資本制的経済法則の作用をきわめて単純に論述しているのである。そのために、氏は、ここで私的土地所有にもつづく小規模農業生産という視点において明治以降の、農業・農民問題を提起し、そこでの矛盾とその矛盾の展開の把握という、分析の方法をとらなかつた⁵⁾。

ところで、農業における資本制地代法則の作用をいうには、農業賃労働者・借地農業者・土地所有者という、いわゆる資本制社会での「三分割制」の確立のうえに、農業生産が、営まれているということがなければならぬ。しかるに当時（現在もそうであるが）の、わが国の農業生産は、このような「三分割制」の上に営まれている生産ではない。つまり、資本制地代は、資本が、土地所有を自己の論理のもとへ従属させ、直接的生産者の生産する剰余価値のうちから、資本が自己のとり分としての利潤部分を控除し、その残余部分が、地代として土地所有者が収奪するものである。例え、野呂氏の上の引用文にみられるように、明治維新以降の地主の、土地所有者としての有利性が、指摘でき、そして地主・小作農なる階級関係をということができるにしても、そこからただちに農業生産における資本制地代法則の作用をいうことは、できない。というのは、そこには地主と小作農なる「二分割制」をいうことができても、「三分割制」——いわゆる借地農業者の存在——をいうことが、できないからである。

そこで、野呂氏は、ここで、そう先走らずに、明治維新の変革を契機として、いかに資本が、自由な私的土地所有をもとにして、わが国の農業生産をとらえ、かつとらえつつあったか、というように問題をたてて論を展開すべきであったのである。この意味において、氏のここでのわが国の農業生産の、資本制地代法則の作用という見解は、きわめてはるかに先走った、観念的・感覺的な見解であったといわねばならない。事実、氏自身も小作農と地主については、ここで、次のように把握しているのであるからなおさらである。

④ 小作農について

「わが国における小作農は、イギリスにおける資本家的小作農とはもちろん違うが、といって農業労働者とも同一ではない。いわばある意味において両者の中間性を帯びている。農業経営上の全危険を負担する点において前者にひとしい。だが、その危険の負担にもかかわらず、企業利得の全部を地主に収奪され、ほとんどまったくその分配に参与しえない、という点において後者にひとしい。しかもわが小作農が一種の農業労働者として受けとるところの賃金は、けっして定額の貨幣賃金ではなくして、年の豊凶と農産物のもっとも投機的なる価格変動とによって影響されるところの現物賃金なのである⁶⁾。」

⑤ 地主について

「小作料として平均収穫の五割ないし六割余を——年々の作況にはほとんど関係なく——穀物（主として米）で定量的に取得し、地租として定額の貨幣——地価（売買価格にあらず）の百分の二半という少額——を納税する地主は、一種の産業資本家——しかも企業経営上の危険を負担せぬ資本家——である。地主が取得するところの年貢は、本来の地代と資本利子と企業利潤との合計であって、……地租は一種の資本利子税にすぎない……から、いわば地主たるとともに産業資本家であるということができる。しかもかれらは企業経営上の危険を——小作人へのみ負担せしめて——みずから分担しない企業家であって、その関心の有するのは、ただ穀物価格の高低いかん、すなわち穀価の高からんことだけである⁷⁾。」

このように野呂氏は、明治維新以降の小作農と地主を貨幣経済＝市場との関連において二重的に把握したのである。つまり、小作農については、氏は、小作農の生産する生産物の価値を、いま仮りに資本制的商品価値のように擬制的に C （不変資本部分）+ V （可変資本部分）

+M(剰余価値部分)としてあらわせば、このM部分は、全て現物で地主に収奪されるところのものであるが、残りのC+V部分は、多かれ少なかれ小作農自らが市場との関連において、次の再生産のために実現していくものである、と述べているのである。そして、氏は、市場において小作農の生産物としての、その商品価格は、つねに変動するものであるから、小作農は、直接に「資本制的市場法則」のもとにさらされるようになったのであると、小作農と商品市場との関連を述べ、小作農の商品生産者化を指摘しているのである。この点もう少し詳述すれば、小作農の剰余であるM部分は、全面的に現物で地主に収奪されるものであるから、小作農のもとには、原則として剰余は残らない。さらに小作農の労賃部分としてのV部分は、現物で小作農のもとに入るのであるから、小作農は、市場での生産物の、価格変動の関係において、次の再生産のための不変資本部分としての、C部分とともにV部分を実現せざるをえない。そこで、小作農は、市場での価格変動との関係において、いかにC+V部分が実現されるかということによって、その生活が動揺する。すなわち、「豊年には小作農の手もとに残る収穫はいくぶん増大するが、大部分が国内食糧品たるわが農産物のごとき無伸縮性需要の特徴としての価格は暴落……凶年には、穀価が暴騰するが、売却しうる何物も残らぬのみか、かえって購買者の地位に転じなければならぬというのが、わが国一般農民のしばしば当面するあまりにも残酷なる皮肉である⁹⁾。」と、氏は、小作農を市場との関連において、把握しているのである。要するに、氏は、小作農が、自らの生活部分を農業生産において獲得するという点において、農業賃労働者的であり、自ら農業生産を主体的に営むという点において、イギリスにおける借地農業的である、として小作農を二重的に把握したのである。そして、氏は、このような小作農をわが国の商品市場の展開にともなう、小作農の商品生産者化の必然性のうちに把握したのである。そして、地主については、氏は、小作料(地代)の収奪者としては本来的な意味での地主であるが、収奪した現物小作料部分を市場で販売するという点において、地主は、資本家的な意味での地主である、という点において二重的に地主を把握しているのである。

このように、「——発達史」において流れる、野呂氏の農業・農民問題把握の、その基礎理論は、地租の金納化を契機とする農業生産への「資本の論理」の作用という視点においてなされているといえるのである。つまり、氏は、「資本の論理」の作用による、自作農の分化・分解として、基本的に先ず把握し、そして、氏は、地主・

小作農関係の成立を述べ、かつ小作農のプロレタリアート化を展開したのである。この農民層の分化・分解の把握(分析)における、野呂氏の基本的な視角は、——その論証・論述は、きわめて現象的・感覚的なものであり、はなはだ不十分であるけれども——評価されてよいものとする。というのは、農民層の分化・分解は、土地を基軸として営まれる生産=経営への、資本(貨幣経済)の浸透ということによって、つまり、その契機はどうかあれ、農民層の商品生産者化という過程とその展開において、現実化されるものであるからである⁹⁾。

しかし、野呂氏のわが国の農業・農民問題把握における、農民層の分化・分解の以下に指摘されるような見解は、十分に批判されるべきである。

つまり、それは、すでにふれたように、野呂氏は、維新以降の、土地所有の私的所有としての近代化と農業生産の封建的小規模生産の矛盾の存在とその展開として、の農民層の分化・分解を把握し、自由な私的小土地所有にもとづく小規模農業生産として、問題を提起し、論を展開しなかった、という点である。すなわち、このような氏の、矛盾の把握にもとづく分析・論理の展開それ自体が、矛盾であるといえるのではなからうか。

というのは、矛盾の把握は、対象とする事物あるいは現象それ自体における矛盾の把握として、先づ果たさなければならぬからである。それゆえ、互いに異質のものを同一次元において、それが合い入れないからといって、そこに矛盾があるというような矛盾の把握は、正しい矛盾の把握とはいえないであろう。つまり、経済学においては、一定の生産力段階をもとにしての生産関係(所有・非所有関係)が、その段階での生産様式を形成するという、基本命題がある¹⁰⁾。それゆえ、土地の自由な私的所有の確認・近代的土地所有(近代社会においては、経済的に自由な土地の私的所有をもとにして農業生産が営まれるという意味において)の形成ということはいえても、そこからただちに、いわゆる三分割制における近代的=資本制的土地所有をいうことはできない。そしてまた農業生産における小規模生産が存在するといっても、そのことからただちに、農業生産の封建的農業生産の存在をいうことはできない。しばしば、これまで指摘されているように、自由な私的小土地所有のもとにおいても、小規模な農業生産の存在をいうことができる。それゆえ、同じ小規模農業生産といっても、封建的なそれと自由な小土地所有のもとにおけるそれとは、そこに作用する経済法則は、おのずから異なるものとして把握しなければならないはずである。

したがって、野呂氏は、明治維新以降における自由な

私的土地所有の成立を認めているのであるから、氏は、自由な私的小土地所有にもとづく小規模農業生産として問題を提起して、そこでの経済法則の解明として問題の把握にあたるべきであったのではなかろうか。氏が、このように問題を提起して、維新以降の農業・農民問題の把握をしなかったところに、氏のその把握とその理論の展開の不充分さが、あったといえるのである。ここに、氏の後の論文にみられる、農業・農民問題把握とその理論の展開における、氏自身のその把握とその理論の後退を余儀なくされる、そもその要因が、あったのではないかと考えられる。

また、後の旧講座派の人々の論文・論著における、これらの人々のわが国の農業・農民問題把握とその理論の展開も、野呂氏のここで指摘される、「資本の論理」の作用による問題の把握にたいする見解の検討とそれをもとにしての氏の論理の充分なる、批判（反省）的考察の上に、農業・農民問題の把握とその理論の展開がなされなかったところに、彼等の理論の固定化があったのではなかろうか。

- 註 1) 野呂『全集』上, 58~65 頁。
 2), 3) 野呂同上書, 65 頁。上点引用者。
 4) 野呂同上書, 65~66 頁。上点引用者。
 5) 拙稿「野呂栄太郎の『地代論』について——その検討と問題点——」（九州近代史研究会編『歴史と現代』No. 4, 1964 年）参照。
 6) 野呂同上書, 66 頁。
 7) 野呂同上書, 87 頁。
 8) 野呂同上書, 66 頁。
 9) 農民層の分化・分解において、地租の金納化は、その契機をなすものとしては評価されなければならないが、それのみによって分化・分解ということは正しくないのである。この点について、レーニンは、「貨幣による年貢と租税が、かつては交換の発展の重要な要因であったことは疑いない。」として、それのみによって分化・分解を把握するのは、正しくないと述べている。（レーニン『全集』第3巻, 大月版, 145 頁）。この意味において、野呂氏のここでの、農民層の分化・分解にたいする見解は、基本的に正しい視角をもっているといえる。
 10) マルクス「経済学批判への序節」（マルクス・エンゲルス全集第13巻, 大月版）・『哲学の貧困』（マルクス・エンゲルス選集3, 新潮社版）、レーニン「哲学ノート」（レーニン全集第38巻, 大月版）等々を参照。

(b) 「——諸条件」における見解

野呂氏は、この論文において、前の「——発達史」できわめて概略的・感覚的な明治維新以降の、わが国の農業・農民問題の把握を通して、農民層の分化・分解を考察したのにたいし、この「——諸条件」では、それをかなり実証的・理論的に分析・考察している。

つまり、氏は、「——発達史」では、農民層の分化・分解を地租の金納化を契機とする、農業生産への「資本の論理」＝市場法則の作用によるものであると指摘し、「資本の論理」＝市場法則の農業生産への作用に伴う農民層の分化・分解の必然性を理論的に展開すること、少なかった。しかし、ここでは、その点を氏は、統計的数字を背景としてかなり詳細に論述し、わが国における農民層の分化・分解の特殊性を把握している。すなわち、ここでの農民層の分化・分解にたいする氏の見解は、明治維新の地租改正によって創出された土地所有形態は、自由な農民的土地所有＝分割地農的土地所有であると把握し、その土地所有のものにおける農業生産（小規模農業生産）の矛盾の展開として、農民層の分化・分解を把握しているといえる。

明治5年の地租改正によって、「農民は土地の封建的拘束からともかくもいちおうまったく解放され、自由にされた。農民の大多数は、名目上はひとまず、自由なる土地所有者に転化された。」、つまり、「封建的土地領有関係の廃除によって解放せられたのは、土地所有権者としての農民であって、土地占有者としての、すなわち現実の耕作者としての農民ではなかった。もっとも、明治維新の当初においては、農民の大部分はなお自作農であって、小作地はたかだか全耕地の二割には及ばなかったようであるから、少なくとも、農民の大多数は、ともかくひとまず、自由なる小土地所有者たりえたものといえる。『自作農民のかかる零細土地所有形態は、支配的な標準的な形態としては、……近代諸国民のあいだにおいては、封建的土地所有の解体から生じた諸形態の一つとして見いだ』（『資本論』第3巻第2部, 340~1ページ）されるところのものであるが、わが国においては、とくに明治維新の封建的土地領有関係の廃除によって、封建制度のもとに発達せる小規模農業経営の基礎のうえに、もっとも広範にして典型的なる形態として展開せられるにいたった²⁾。」

このように明治維新以降の土地所有にたいする、野呂

氏のここでの見解は、マルクスのいう過渡的土地所有諸形態の、一形態である分割地農的土地所有形態として、把握することによって、論述されている。この氏の見解は、「——発達史」において、氏が、土地の私的所有の法認→近代的=資本制的土地所有の成立の如く考え、維新以降の農業・農民問題の把握に、単純に資本制地代法則を適用したこと、とことなる点である。

そこで、野呂氏は、維新以降の土地所有のかかる把握をもとにして、農民層の分化・分解の必然性を次のように理論的に論述した。

つまり、先にふれたように、地租改正によって、農民層は、土地の自由な私的所有者となるとともに金納地租の負担者となった。この農民層の地租負担額は、その所有する土地の、封建的地代の資本還元化されたものとしての土地価格をもとにしての、その土地価格の百分の三（後に百分の二半）という率によって、課せられた額であった⁹⁾。ところで、土地価格は、地代の資本還元化されたものであるから、直的生産者にとって、それが、観念的に虚偽の生産費を構成するにしても、農産物の本来的な価格の構成要素たりえない。というのは、地代は、価格の原因ではなく、価格の結果としてもたらされるものであるからである⁴⁾。したがって封建地代の資本還元化による土地価格にたいする、農民層への地租の賦課は、農民の「農業生産における剰余価値の大部分⁹⁾」を収奪するものであり、それだけ農民層の農業生産における再生産基盤を縮小するものであった。「かくして、当時なお農村人口の圧倒の大多数をしめた自作農民は、……かれらが小土地所有者たるかぎりにおいては、たとえ凶作や農産物の価格下落やその他の諸種の自然的、社会的原因のため、地租を納付しうだけの剰余価格の実現が不可能になろうとも、寸地をもうしない、無一物となるまでは、納税義務をまぬかれることはできなくなったのである。そして、今や土地所有者として完全に納税義務を履行せしむるために、土地処分の一さいの自由は与えられ、農村をあげて高利貸のもっとも残虐無恥なる吸血場たらしめられたのであった⁹⁾。」と、野呂氏は、農民層の分化・分解の必然性を論述した。

ところで、農民層の分化・分解にかんする、この氏の見解は、自作農の地主・小作農関係への分化・分解であって、イギリスに典型的にみられるような三分割制をもたらすような分化・分解ではない。そこで、氏はこのような分化・分解の、要因を以下のように指摘する。

つまり、「小規模農業が自由なる零細土地所有と結合⁷⁾して営なまれるところでの、農産物の価格は、農民の農業生産における、「本来的費用価格を控除したの

ちかれが自分自身に支払う労賃⁸⁾」水準において、決められるのが一般である。それゆえ、農民の生産した剰余価値部分は、しばしば農民の労賃部分にさえも喰らえこんで、無償で社会=ブルジョア階級に搾取される⁹⁾。そこには、直接的生産者である農民層の、手許に剰余部分が残る余地がなく、農民層は、高利貸資本への従属を余儀なくせしめられ、自分らの農業の再生産基盤を縮小せざるをえなくなる。かくして、農民層は、自己の生産手段の一部、あるいは全部を放棄せざるをえなくなるのである。そして、直接的生産者である農民層の手許に剰余部分が残る余地がないがゆえに、いわゆる借地農業者の成立の基盤がなく、高利貸的に農民層へ吸着する地主の形成があらわれることになった。ここに自作農をして、自作兼小作農→小作農→プロレタリアートに分化・分解せしめるにいたった、要因があったのである¹⁰⁾。と、野呂氏は、農民層の地主・小作農関係と農民層のプロレタリアート化への分化・分解の必然性をさらに論述したのである。

このように、野呂氏の「——諸条件」における、農民層の分化・分解にかんする見解をみると、氏のこの見解は、マルクスの『資本論』における「分割地農的土地所有」の論述の、直接的・具体的な維新以降のわが国農業生産への適用であるといえる。この氏の見解は、明治維新以降の農民層の分化・分解を究明するためには、基本的に正しい視点において、展開されているものと考えられる。それは、農民層の分化・分解は、先にもふれたように農民層の商品生産者化とその展開過程において現実にもたらされるものであり、それゆえ、氏が、ここで維新以降の土地所有形態を自由な農民的土地所有=分割地農的土地所有形態とみなし、農民層の商品生産者化を指摘し、そして、農産物の市場での価格実現との関連において農民層の分化・分解の必然性を考察している、といえるからである。

しかし、ここでも「——発達史」における「所有」と「生産」の矛盾による、明治維新以降の農業・農民問題=農民層の分化・分解の把握という、野呂氏の見解は、払拭されていない¹¹⁾。そのため、氏は、維新以降の土地所有形態を自由な農民的土地所有形態と把握しながらも、そのもとにおける小規模農業生産の問題として問題を提起し・論を展開することなく、その土地所有と封建的小規模農業生産の矛盾として、維新以降の農業生産を把握し、農民層の分化・分解を、ここでも論述している。したがって、先の「——発達史」において批判された、このような氏の矛盾の把握の誤りは、ここでも同様に指摘されるべきである。このことと共に、維新以降の地主・

小作関係における氏の小作料の地代論的把握は、同様に批判されなければならない。

つまり、野呂氏は、ここで小作料を分割地農的土地所有のもとにおける名目的地代と封建的地代の混合として把握しているのである。

「日本におけるがごとく、主として、『零細農業が小作地において経営されているところにおいては、小作料は他のいかなる関係のもとにおいてよりもはるかに多く利潤の一部分と労働賃金からの控除部分までとをふくんでいる。かかる場合においてはそれは単に名目上の地代であって、労賃および利潤に対立した独立の範疇としての地代ではない¹²⁾』。ところで、「日本の小作農は、資本主義的（平均）利潤の占有を目的として賃金労働者を搾取する資本家的小作農業者ではなくして、主として独立した一家族の労働をもって自家の生活手段の生産を目的とする小生産者である¹³⁾。」かかる場合には、「地主は直接の生産者と直接に一定の財産関係にはいりこみ、直接の生産者たる小作農から全剰剰価値を——生産物の形態たる貨幣の形態たるに論なく——直接に搾取することになる。……地主は直接の生産者たる小作農から剰剰価値を搾取すべきなんらの経済的基礎の上にも立脚するものではない……日本の地主が、今日なお、全剰剰価値を——主として剰剰生産物の形態で——いな、しばしば必要労働からの控除部分までを、小作農から搾取する関係は、『自由なる』経済関係ではなくして、封建的、伝統的『経済外的強制』——たとえそれがいかなる自由契約によって粉装されていようとも——に基づくものである¹⁴⁾。」

ここにみられるように、野呂氏は、小作料の量的な大きさを名目的地代で把握し、それが、地主に実現されるのは地主の「経済外的強制」によるものであると述べているのである。すなわち、氏は小作料の量的な大きさの確定とその実現は、別な範疇に属するものであるのごとく考えているのである。しかし、このような氏の考えは、誤りであるといえる。というのは小作料の量的な大きさの確定は、それがそのまま実現されるという状態において確定されるのであって、量の確定とその実現は、異なる範疇に属するものとして区別する必要はないのである¹⁵⁾。

したがって、野呂氏の、小作料のここでの理論的な把握は、一面において正しい側面を有しているながら、一面において誤れる側面を有しているといえる。そのため、

氏のその理論は、きわめて混乱したものとなってしまっているのである。それは、氏が、「——発達史」におけると同様に、ここでも農業生産における小規模農業生産＝封建的小規模農業生産と考えていたことに、淵源するものであると考えられる。つまり、氏は、「封建社会から踏襲せられたままの小規模農業生産様式と資本家的土地所有組織との本質的矛盾……、この矛盾のゆえに、地租の重課、高利貸し、商業資本などの誅求を深刻ならしめて、農民からの土地収奪過程¹⁶⁾」が、維新以降の資本の発展とともに激しくなったのであるとして、維新以降の農業・農民問題を把握しているのである。そして、氏は、かかる維新以降の農業生産の、封建的小規模農業生産という把握の上に、地主・小作農関係における封建制を指摘しているのである。この氏の見解は、後にみるように「労農派」との論争において、ヨリ強く展開されるようになった。

ところで、野呂氏は、ここで明治維新以降の土地所有形態を、基本的に自由な農民的土地所有＝分割地農的土地所有形態として把握しているのであるからこの土地所有のもとにおける小規模農業生産のもつ矛盾・問題として、それを維新以降のわが国の資本との関連において考察して、その論を首尾一貫させるべきであったのである。かかる視点を、首尾一貫して氏がここで貫いていないところが、後のわが国における農業理論展開のためにも惜しまれる点であった。つまり、氏は、維新以降のわが国の資本主義の展開において、体制的に自由な私的的土地所有が形成されたにもかかわらず、その土地所有をもとにしての農業生産の展開は、いわゆる「三分割制」をもたらさず「二分割制」的なものとして展開したのはどうしてであろうかということを徹底して究明すべきであったのである。かかる究明を深めることなく、氏は、途中でわが国における地主・小作農関係——いわゆる「二分割制」的な関係——の成立の原因を、維新以降における封建的諸関係・諸条件の存続展開に求めることによって、究明しているのである。この点に、氏のこの論文での論理が、首尾一貫しない基本的な要因があったものと考えられる。

註 1) 野呂『全集』上、198頁。ここで、野呂氏が、農民のほとんどが「名目上」の自由なる土地所有者になったというのは次のような理由によっている。つまり、氏によると、維新変革の藩籍奉還・廃藩置県によって、『土地所有の純封建的組織』——封建的土地領有関係は廃除されたのであるが、そのことが、農民の「封建的誅求からの解放を意味するものではなかった。」

- からである。それは、次の註2)にいわれることによっている。(野呂同上書, 198頁)。
- 2) 野呂同上書, 198~199頁。上点引用者。これに続けて、野呂氏は、「わが自作農民の享有した土地所有の自由は、じつはかえって封建的搾取条件の国民的規模における拡張再生産の本質的要素としての——したがって資本の原始的蓄積のもっとも自由なる展開のための前提条件としての——土地処分¹⁾の自由、すなわち土地の売買、分割ならびに兼併、賃貸借および質入れなどの自由すぎなかった。」と述べている。この「封建的搾取条件の国民的規模における拡張再生産」とは、氏によると地租の全国的な一律的な賦課のことである。そして、その地租が、封建的²⁾地代に等しいほどの高さであったということに「封建的搾取」=「農民の封建的³⁾詠求」から解放されなかった、と氏は述べている(野呂同上書, 199頁)。しかし、ここでの土地所有の体制的な自由な私的⁴⁾所有の成立と「封建的搾取条件」ということは、維新以降の農民の地租負担がきわめて過重であったという意味において形容詞的に「封建的搾取条件」ということは意味をもつが論理的には矛盾しているといえるであろう。なぜなら、本来的な「封建的搾取条件」は、封建的土地所有を基礎にしてはじめていえることであるからである。
- 3) 野呂同上書, 202頁。ここでの野呂氏の土地価格論は、マルクス『資本論』第3部での土地価格論のそのままの適用として述べられている。
- 4) 野呂同上書, 202~203頁および209頁。なお、ここで野呂氏は、「小農民による土地所有の自由……は、土地所有にたいする需要供給関係を自由ならしめることによって、……地租賦課対象たる土地価格を異常に高騰せしめた」(野呂同上書, 203頁。)と競争地代の考えて論述している。にもかかわらず、氏は、註5)にみられるように封建制を主張する。
- 5) 野呂同上書, 200頁。この地租は、「強権的に奪取するという点において、封建的⁵⁾地代とその実質を異にするものではなかった。」(野呂同上書, 200頁。)と氏は指摘しているのである。しかし、氏のこの地租の「強権的」奪取は、近代国家における納税の義務のことであって、いわゆる封建的⁶⁾経済外的強制ではない。註4)との関連でみられるように、この氏の論述には、かなりの矛盾がある。
- 6) 野呂同上書, 201頁。高利貸資本の農民層への吸着という、ここでの氏の指摘は基本的に正しいといえる(後の第3節参照)。
- 7) 野呂同上書, 204頁。
- 8) マルクス『資本論』第3部(長谷部文雄訳, 青木書店版)1134~1135頁。野呂同上書, 204~205頁。このように農民の生産した生産物の価格が、 $C+V$ ・しばしば農民の肉体的最低限界において決定されるところに農民の高利貸への従属・高利貸の農民への寄生があったのであると、野呂氏は指摘した。そして、氏は、ここに維新以降の農民層分化・分解の特殊性があると、統計資料をもとにして次のように指摘している。すなわち、自作農の小作農への分化・分解は、小作地の増大・「土地の兼併の結果であったとはいえ、……土地所有の集中は、一般的には経営の集中をともなうことがなかった。」(野呂同上書, 219頁)、「何はともあれ、わが国の耕地所有は、漸次、⁷⁾巨大所有、中所有、および小所有で減じて、⁸⁾零細所有となかんずく巨大所有で増加して、ますます両極的に分離しつつある。」(野呂同上書, 222頁)と、土地所有の集中・喪失による地主・小作分化・分解としての、両極分解を氏は指摘しているのである。さらに、氏は、「生産においては零細経営と大経営とで減じて中小経営で増加しているに反して、他方、所有においては零細所有と巨大所有とで増して、中小所有で減少していることから生ずる、農業生産と土地私有との矛盾の発展は、単に純然たる小作農の大なる層を生ぜしめたばかりでなく、自作兼小作農という特殊なる階級層を生ぜしめた。」(野呂同上書, 225頁。上点引用者)と指摘している。
- 9) 野呂同上書, 236頁。
- 10) 野呂同上書, 226頁。
- 11) つまり、野呂氏は、ここでも「農業生産が包蔵せる土地の資本家的所有関係と農業経営との矛盾は毫も廃棄せられなかった」(野呂同上書, 207頁)と主張している。かかる矛盾の指摘は、この他にこの論文のいたるところにみられる。なお、農民層の分化・分解との関連における、かかる矛盾の把握は、次の文章を参照されたい。「上述のごとき(封建的小規模農業生産……引用者)生産条件と土地私有関係とのもと

においては、小作料の、したがって土地価格の高騰と、農産物価格の下落とは不可避であり、重税と高利とは依然として屈強の誅求場を農村に見いださうべく、しかも一家の全労働にじゅうぶんな耕地を小作地において見いだすことさえできぬ零細農および小農——1町未満の耕作者——が約7割をしめている事情のもとにおいては、単にかれらの一部分が漸次一家をあげて農耕を放棄して近代的賃金労働者の群れに落ちゆくことを余儀なくされているというばかりでなく、かれらの家族の大部分は小生産者の農家の成員でありながら同時に近代的賃金労働者たることを余儀なくされているのである。」(野呂同上書、226頁)。

- 12) 野呂同上書、228～229頁。
 13), 14) 野呂同上書、233頁。上点引用者。なお、この上点のところについては次項(II)参照、および拙稿「野呂栄太郎の『地代論』について」(九州近代史研究会編『歴史と現代』第4号、71頁、1964年)参照。
 15) つまり、封建地代は、剰余価値の全面的収奪であり、分割地農的土地所有のもとにおける、名目地代もまた量的には、剰余価値の全面的な収奪をみる事ができる。しかし、この両地代は、同じ剰余価値の全面的な収奪であっても、その量の実現は質的に異なっている。すなわち、封建地代は、封建的土地所有をもとにしてその属性である経済外的強制によって収奪されるものである。これにたいして名目地代は、分割地農民の土地にたいする競争によって律せられる地代であるといわれる。この点の詳細については、田代隆『小農経済論』(1963年、校倉書房)の第4章「名目的地代論」を参照されたい。
 16) 野呂同上書、209頁。

(II) 労農派(猪俣・榑田両氏)との論争段階 での野呂氏の農民層分解と地代範疇

この段階での野呂氏の、明治維新以降の農業・農民問題把握と農民層の分化・分解にかんする見解は、明治維新の変革を単なる封建制の「再編成」であるという把握をもとにして、基本的に展開されているといえる¹⁾。すなわち、「明治維新の変革は、封建諸侯の土地領有を廃止し、土地の占有者を所有者として立法的に確認した。しかしながら、新たに確認された土地所有権は封建

的土地領有権の転化され、移行されたものではない。封建諸侯の土地領有権は、実質的には、『皇土』の名において、そのまま明治政府のもとに統一的に継承せられたにすぎなかった²⁾。」「それは、単に、純封建的土地領有関係を廃除して、すなわち幕府はじめ三百諸侯による純封建的土地領有関係を撤廃して、それに代えるに絶対専制君主の主権のもとへの統一的土地領有をもってしたにすぎぬ³⁾。」「と氏は、維新の変革を単なる政権の交替と把握し、それゆえに、維新以降の土地所有形態は、封建的土地所有であると規定したのである。

このような明治維新以降の土地所有にたいする、野呂氏の見解は、前段階の氏の見解を検討して明らかになったように、氏が、そこで維新以降の土地所有形態を自由な私的土地所有としての近代的＝農民的土地所有形態であると把握していた、その見解を自から大巾に修正するものであった。したがって、前の段階において批判された、わが国農業生産における氏の「所有」と「生産」の矛盾という見解は、ここでは封建的土地所有にもとづく封建的小規模農業生産ということになって、その点は統一的に把握されることになった。ところで、この段階での、氏の明治維新以降の農業・農民問題把握にたいする見解は、後の講座派の人々の、見解の理論的な礎石をなすようになったものである。例えば、旧講座派理論の体系的完成者といわれる山田・平野両氏等のわが国の、維新以降の農業・農民問題把握にみられる見解が、それである。つまり、この段階で、野呂氏が、問題を把握・提起し、強力に論じた問題点を、統計的数字を背景として、氏等が、さらに理論的に精密化して、論を展開していると基本的にいえるのである。しかし、この段階での野呂氏の見解は、氏の理論の後退である、と私は考えるのである⁴⁾。そこで、しばらくここで氏のこの段階での土地所有と小作料の把握、農民層の分化・分解にかんする見解に視点を据えて、氏の見解を検討して、氏の理論の後退とその誤りを明らかにしていこう。

註 1) 野呂氏のこの段階での見解は、コミンテルンのわが国にかんする諸「テーゼ」との関連においても究明しなければならないのであるが、ここでは、氏の論文の論理に則しての究明することに問題を限定することによってこの小論を進めていくことにする。なお、「テーゼ」との関連において、野呂氏のこの段階での見解を究明した最近の論文の次のような論文を二三口りあえず掲げておく。上山春平「思想における『平和的共存』の問題」(岩波講座『現代思想』第11巻、1957年、岩波書店)、神田文人「野呂

栄太郎論」(『史学雑誌』第69編第11号, 1960年), 福富正美「日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論」(山口大学『東亜経済研究』第37巻第2号, 1963年), 羽仁五郎「近代と現代(I)」(『思想』第476号, 1964年), 豊田四郎「野呂栄太郎の生涯とその理論業績」(『文化評論』23頁, 1964年)。

- 2) 野呂『全集』上, 292頁。
- 3) 野呂同上書, 299頁。
- 4) つまり、現在においてもここでの野呂氏の見解の正しさを主張する次のような見解があるのである。「高橋亀吉が日本農業の半封建性を主張するために、現物小作料の物納地代としての性格のほか、自作農民を資本主義農業への過渡的な『過小農的土地所有』と規定したことで例証される(高橋……)。『過小農的土地所有』(分割地所有)の問題について、わが農業理論が高橋の水準から抜け出していったのは、のち『講座』いご山田盛太郎、平野義太郎らの功績であった。なお戦後、この問題が栗原百寿らによって再燃されて、反独占闘争の理論的根拠として中農肥大化論にまで発展したとき、これを克服したのは、山田盛太郎を中心とする土地制度史学会の研究者グループであった。」(守屋典郎「『資本主義発達史講座』と野呂栄太郎の役割」・『経済』第7号, 12頁, 1963年)。

(a) 土地所有と小作料について

この段階で明治維新変革を単なる封建制の「再編成」であると把握した、野呂氏は、維新以降の土地所有形態を封建的土地所有であると規定し、その所有者は、国家そのものであるという見解を——いわゆる「国家最高地主説」を展開することによって、農業・農民問題を基本的に把握しているといえる。

「明治六年の地租改正により物納地租が金納地租となったのちにおいても、それは単に封建的生産物地代が封建的貨幣地代に転化せられたにすぎぬ。農業生産力の増大と穀価の騰貴によって相対的に軽減せられた金納地租は、近代的租税としてしだいにその封建的貨幣地代たる性質を揚棄したとはいえ、なお依然として地代的性質を残留していることを知らねばならぬ。わが国における土地所有関係の特殊なる歴史的発展は、直接的小生産者と直接対立する『資本家的』地主の多数を存在せしめているばかりでなく、日本国家そ

のものにも一大地主たる性質を帯びしめている。』、それゆえ、「わが国においては、国家は最高の地主であり、主権は国民的範囲に集積せられたる土地所有である³⁾。」

このように野呂氏は、国家をして土地の独占的所有者たらしめることによって、「国家最高地主説」を主張したのである。つまり、氏は、国家のみが土地の所有者であり、それ以外の地主・自作農・小作農は、単なる土地の「法律的占有者」であるにすぎない、とここで把握しているのである。その根拠は、土地を、法律的に占有する限り農民のみならず地主までもが封建的地代たる性格をもっている地租を国家に納めなければならなかったところにあるのだ、と氏は主張しているのである。この氏の主張は、これまでの氏の主張のなかにみられない、新しい見解である。すなわち、氏は、これまで「——諸条件」においてみられるように、地主の——土地所有の封建的性格を論ずる場合に、直接的生産者と地主・土地所有者の直接対立する関係において、地主・土地所有者の封建性を論じているのであるけれども、ここでは、その関係を国家と農民・地主の関係に適用して、国家の封建性を、氏は規定しているのである³⁾。

ところで、野呂氏は、ここで地租を「近代的租税」として規定しながら、国家の最高地主を主張し、国家の封建的土地所有を論ずるのは、氏の論理の矛盾ではなからうか。とともに、氏のこの国家の最高地主という規定によって、国家と地主および自作農における封建的関係をいうことができるにしても、地主と小作農関係における封建性は、いうことができなくなる。なぜなら、小作農は、地主と直接対立しているといえても、国家とは直接対立しているとはいえないからである。この意味においても、氏のここでの主張は、きわめてすっきりしないのである。しかし、氏は、このような疑問にたいし、地主は、「今や国家にかわって小農民(小作農……引用者)の直接の搾取者、しかも、半封建的搾取者となった⁴⁾」のであると地主をして国家の代理者のごとく主張して、答える。それゆえに、明治維新以降における、地主・小作農関係での地主の小作農から搾取する小作料は、封建的地代である、と氏は、小作料を規定したのである。このように、地主を封建的国家の封建的地代搾取の代理者のようにみなしたにもかかわらず、国家が、直接地主を擁護したとはみなしていない。つまり、わが国の資本主義の発展とともに、地主はブルジョア化し、国家と対立するにいたったのである、と氏は、指摘しているのである⁵⁾。この地主のブルジョ

ア化の根拠は、氏によると、地主が、「封建的搾取者」であったところにあるのである⁶⁾。すなわち、氏は、「——発達史」・「——諸条件」での見解と同様に地主を、地主は「小作農民からその全剰生産物を直接搾取するかぎりにおいては、今や半封建的搾取者であったが、しかも、それにもかかわらず、金納地租がなお地代的性質を存続したかぎりにおいて、かれらは国家にたいして一種の資本家的小作農業者としての地位に立たしめられた⁷⁾」と二重的にここでも把握しているのである。この地主の半封建的地代の直接的搾取者であるということに基づいて、地主の資本家の性格が、地主のブルジョア化をもたらし、国家に対立せしめるにいたったのであると、氏は、地主のブルジョア化を指摘しているのである。このような氏の論理の構成は、鎌倉時代における守護・地頭あるいは徳川時代の幕府直割地の代官のごとき性格を地主に与えて論述されているように考えられる。したがってここでの、氏の理論構成は、きわめて錯綜しており、かつ、前の段階における氏の理論の展開からすれば、はるかに後退しているものと考えられる。かつまた、ここでの氏の見解は、明治維新による地租改正にもなう私的土地所有の成立を全く否定するものであって、誤れる見解であったといわねばならない。

このように野呂氏のこの段階での、土地所有および小作料（地代）にたいする見解は、氏の論理の展開それ自体に則してみても、事実にみても、きわめて混乱しており、誤まっているのである。この氏の論理の混乱と事実把握における誤まりは、氏が、直接的生産者と地主・土地所有者との直接的対立関係が、地代および土地所有の性格を範疇的に決めるものである、と考えて論述しているところに、その原因があると考えられる。もっともこの氏の見解は、「——諸条件」において地主・小作農関係の封建制を指摘したその見解のより一層の展開としてなされているものと考えられるのであるけれども、それは、マルクスの『資本論』の論述における、その誤解からくるものであると考えられる。つまり、氏は、この自分の見解の根拠として、『資本論』における論述の次の文章をあげて述べているのである。少し、長くなるけれどもその箇所を引用して、氏の誤解を明らかにしておく。

「不払の剰余労働が直接的生産者から汲みだされる独自の経済的形態は、支配＝および隷属関係を規定するのであるが、この関係は直接に生産そのものから発生し、しかも生産にたいして规定的に反作用する。ところが、これを基礎として、生産諸関係そのものか

ら発生する経済的共同体の全容姿が定まり、それと同時に、かかる共同体の独自の政治的形態も定まる。生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係こそは、——この関係のそのときどきの形態は、つねに自然的に、労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力・一定の発展段階に照応するのだが、——つねに、そこに吾々が全社会的構造の、したがってまた主権＝および従属関係の政治的形態の、要するにそのときどきの独自の国家形態の、いちばん奥の秘密、かくされた基礎、を見出すところのものである⁸⁾」

野呂氏は、「このマルクスのことばは、明治維新の変革によって出現せるわが『特殊なる国家形態の、もっとも内部的な秘密、隠蔽せられたる基礎を見いだす』鍵であらねばならぬ⁹⁾」として、わが国の国家と農民・地主関係における封建性を、および地主と小作農関係における封建性を、および地主と小作農関係における封建性を論じたのである。つまり、「生産諸条件の所有者と直接的生産者との直接的関係」が、地代形態および土地所有形態を規定するというように、野呂氏は、このマルクスからの引用文を解し、土地所有者と直接的生産者が、直接対立する関係は封建的関係であると氏は論じたのである。しかし、このような氏のマルクスの、引用文の解釈は、誤まりであり、したがって、その解釈をもとにしての氏の維新以降における地代＝土地所有の封建性の主張も、誤まりであったといえる。

というのは、上記の引用文に見られるように、マルクスは、「直接的関係」が、「地代形態、したがって土地所有形態を規定する¹⁰⁾」とは、述べていないのである。この引用文にたいする福富氏の指摘を借用していえば、この「直接的関係」は、直接には、「『狭義の生産関係』＝『生産過程における人と人との相互の関係』、あるいは『生産における種々異なった社会的諸集団の地位とそれら諸集団の相互関係¹¹⁾』」といっているものであり、したがって、「直接的関係」が、「封建的関係か、それとも近代的関係」であるかどうかということを知っているのではないのである¹²⁾。

そこで、この引用文を解釈するにあたっては、むしろマルクスの、「この関係のそのときどきの形態は、つねに自然的に、労働の仕方様式の・したがって労働の社会的生産力の・一定の発展段階に照応する」という指摘との関連において、「直接的関係」の把握をしなければならない、と私は考える。つまり、直接的生産者の労働が、いかなる労働として生産において活動しているか、という点において把握しなければならない、と私は考えるの

である。換言すれば、それは、直接的生産者の労働が、なんらかのち済外的な強制のもとでの労働であるか、それともその労働の成果いかんによっては直接的生産者が、その労働の成果を自から享受できる歴史的・社会的条件のもとでの労働であるか、ということの考察を通しての、「直接的関係」を把握することによって考えなければならない、と私は考えるのである。この意味において、野呂氏のマルクスの、引用文にたいする解釈は、誤まっていたといえる。また事実においても、わが国の維新以降の、自作農および小作農は、自からの労働の成果いかんによっては、自からの財産＝生産手段を拡大する自由も、その反対にそれらの財産＝生産手段を縮小・放棄する自由もあったのである。このように直接的生産者の労働の成果を、直接的生産者自身が、享受しうる社会的条件が体制的に確立されていたがゆえに、維新以降における農民層の分化・分解の現実化があったといえるのである。このことは、維新以降における私的所有の体制的な確立が、もたらされていたことを意味するものであり、それゆえ、「直接生産者に対立するものが土地所有者であっても、その土地所有者が封建的土地所有者であるか『自由な』私的土地所有者であるかによって封建地代であるか否かが質的に区別¹³⁾」されなければならないのである。この意味においてもここでの氏の見解は、誤まっていたといえる。

- 註 1) 野呂『全集』上, 293 頁。上点引用者。
 2) 野呂同上書, 300 頁。上点引用者。
 3) この点について、岡本広氏は、「野呂は、地主の封建的性格を論ずる際には、直接農民と対立するのは地主であることを主張し、ここでは国家の半封建性を説明するために、直接農民と対立するものとしての国家を押し出してきている。このことは、論理的矛盾であり、両者の関係は野呂の説明では明らかではない。」(『野呂栄太郎の戦略・戦術論』・『歴史と現代』, No. 4, 52 頁, 1964 年)と指摘している。なお、福富正美氏は、この野呂氏の国家最高地主説について、きわめて「悪名高い」説であると批判している(『日本資本主義の分析方法と野呂栄太郎の農業理論』・山口大学『東亜経済研究』第 37 巻第 2 号, 59 頁, 1963 年)。そしてさらに、「最高の土地所有者たると同時に主権者たる国家家に直接隷属している小農民においては、地租のみが唯一の地代ではない。あらゆる租税はその実質においては地代である。」(野呂『全集』上, 314 頁)・「兵役は国家にたいする一種の勞

働地代である。」(野呂同上書, 314 頁。)というように野呂氏は主張しているのであるが、この主張は「まったく非科学的なこじつけ」(福富同上論文, 60 頁)であると批判している。これにたいし、守屋典部氏は、この野呂氏の主張は、「天皇制にかんする理論的分析において必要な『封建的絶対主義勢力の階級的物質的基礎』の問題を、日本において最初に追求した功績は野呂にあった。この問題について、彼が 1929 年主張した『国家最高地主説』は『資本論』の誤読があり、物質的基礎の意義の理解についても必ずしも正しくなく、現在の若い理論家たちからは『悪名高い国家最高地主説』とまでいわれているが(福富, 前掲, 59 頁)、問題を提記したことはやはり評価せねばならぬことである。」(『経済』第 7 号, 10 頁, 1963 年)、と野呂氏を弁護している。しかし、本文にみるように野呂氏のこの説は、きわめて矛盾しており、理論がすっきりしていない。われわれは、単に弁護するだけでなく、過去の遺産を批判的に考察することによって、過去の誤りを正し、より正しい理論を導いていかなければならない、と私は考える。

- 4) 野呂同上書, 310 頁。上点引用者。
 5), 6) 野呂同上書, 310~311 頁。つまり、野呂氏は、「いわゆる『自由民権運動』にかりたてたものは、じつにこの地代義務者としてのかれら(地主……引用者)のブルジョアの利害であった。」(野呂同上書, 310 頁)と述べているのである。
 7) 野呂同上書, 310 頁。
 8) マルクス『資本論』第 3 部, 1115 頁, 青木書店版。野呂同上書, 300 頁参照。
 9) 野呂同上書, 300 頁。
 10) 福富正美「日本資本主義論争と野呂栄太郎論 [I]」(山口大学『東亜経済研究』第 38 巻第 3 号, 47 頁, 1964 年)。
 11) 福富同上論文, 47 頁。なお、『』内は、スターリン『弁証法的唯物論と史的唯物論』(国民文庫版), 122 頁, およびスターリン『ソ同盟における社会主義の経済的諸問題』(国民文庫版), 86 頁, である。
 12) 福富同上論文, 47 頁。
 13) 逆井孝仁「『寄生地主制』研究に関する一考察」(『立教経済学研究』第 17 巻第 3 号, 117

頁, 1963年)。つまり、野呂氏は、本文にみられるように、土地所有者と直接的生産者の直接的対立関係いかに、その土地所有形態＝地代形態の封建制と近代制の区別のメルクマールをなすのである、と主張している。そこで、土地所有者と直接的生産者が、直接対立するならば、その土地所有とそこでの地代は、封建的土地所有および封建的地代である、と氏は論述している。この氏の直接対立関係いかに、そこでの土地所有と地代の性格を規定するものであるという見解は、「——諸条件」での地主・小作農関係と小作料の考察からみられる見解である。(野呂同上書, 233頁および240～241頁をみよ)。そして、この見解によって、氏はわが国における自由な農民的＝分割地農的土地所有——つまり、過渡的土地所有の成立を否定していくことになるのである。この点については、本文ではふれなかったが、氏の「櫛田氏地代論の反動性」として書いた論文から強く表面にでてくる。その意味で、わが国における「過渡的地代範疇」否定論の提唱者は、野呂氏であったといえるのである。この氏の「過渡的地代範疇」否定論は、平野義太郎氏・平田良衛氏に受けつがれ、そして強固にされ現在では小池之氏等にもみられる。しかし、本文で考察したように、この見解は、まったく誤っているのである。なおこの点について、福富正美「日本資本主義論争と野呂栄太郎論 [I]・[II]」(山口大学『東亜経済研究』第38巻第3号, 第39巻第1・2号, 1964年, 1965年。)を参照されたし。

(b) 農民層の分化・分解について

このようにこの段階で、野呂氏は、土地所有と小作料について、きわめて強力にその封建的性格を主張し、そして、明治維新以降におけるわが国の農業生産の封建性を強調したのであるが、農民層の分化・分解については、氏は、かなり強く資本の作用との関連において、この段階でも把握しているようである。もっとも、氏が、この段階で資本との関連で農民層の分化・分解を把握しているといっても、その見解は、氏のすぐれて革命的・実践的な戦略・戦術論の観点において、当時の労農派の階級区分にたいする批判として、展開されているのである。そのため、ここでの氏の見解は、農民層の分化・分解に

ついて、理論的あるいは実証的に強力に展開されている、というのではない。むしろ、この段階での、氏の見解は、労農派の階級区分とその把握にたいする批判として基本的に展開されている見解であるという関係上、その見解は、いかに農民層の分化・分解を把握し、どのように農民層の階級区分をしなければならないか、という点の指摘として述べられているにすぎないものである。しかし、ここでのこの点に関する、氏の指摘は、農民層の分化・分解に関する理論的・実践的把握の基本視点として、きわめて正しい指摘を含むものであったと考えられるのである¹⁾。

つまり、周知のように当時の労農派は、わが国における土地所有および小作料について、いわゆる資本主義的でもなければ封建的でもない土地所有であり、小作料である、と把握して、わが国の小作料を維新以降の農民層の激しい競争による、「高利地代」あるいは「零細農地代」であると規定したのである。すなわち、彼等は、このような地代が存在するのは、維新以降の土地所有が、かなり資本主義的な土地所有の方向に引きつけられたところの、自由な小土地所有であったからと把握し、そして、かかる土地所有をもとにしての過小的農業生産が、支配的であったがゆえに、農民層が土地にたいして激しく競争したからだ、と主張したのである。そこで、この激しい競争において、その競争に破れた農民が、農業生産の基本的な生産手段である土地を放棄し、小作料に転化するようになったのである。かくして、小作農に転化した農民は、地主に従属し、高い小作料を地主に収奪されるようになった。したがって、維新以降の農村における階級関係は、地主と小作農を両極とし、いまだ地主・小作農関係に分解していない自作農を中間層とする、地主——自作農——小作農なる序列をもつにいたったのである。そして、この農村の階級序列での、地主は、高い小作料(地代)を収奪する搾取者であり、小作農は、地主に剰余価値を収奪される貧農であり、自作農は、地主と小作農の中間層で剰余価値の収奪を、他からしめせず、されもしない中農である。というような見解を当時の労農派といわれる人々は、とっていたのである。そのため、わが国の明治維新以降の、農業における資本主義の展開・発展を阻害しているのは、地主が土地の独占者として小作農から収奪する、高利地代そのものにあるのであるから、この地代をまず撤廃しなければならないのである²⁾と、彼等は主張したのである。

このような労農派の主張にたいして、野呂氏は、わが国の農業生産の発展の桎梏となっているのは、「単なる

『高い地代』ではなくして、寄生地主的土地所有制そのものである。しかもいまや、桎梏は単に地主の土地独占にとどまらぬ。資本主義制度そのものが、資本主義的私有一般が、すでに、資本主義的生産様式発展の桎梏と化しているのだ³⁾。つまり、農業における資本主義の発展を阻害しているのは、「単なる『高い地代』ではなくして、土地と資本との独占である。⁴⁾」と主張し、そして、氏は、「農業生産力発展の桎梏となっているのは、単に寄生的地主的土地所有だけではない。資本主義的生産関係がすでに東縛になっているのだということを彼等（労農派……引用者）は理解できない⁵⁾。」のである、と労農派を批判したのである。このように、氏は、労農派の農民層の分化・分解の立論の基礎を批判するとともに農村における階級区分の基準について、「マルクス＝レーニン主義の立場よりなされる農民層の階級区分の基準は、賃金労働に依存する程度によって決せられねばならぬ⁶⁾。」、と主張した。そして、氏は、労農派の地主——自作農——小作農という階級区分にたいし、その区分は、「農民の間の広汎にして深刻なる階級分化を過小に評価⁷⁾」するものである、と批判し、その点を氏は、つぎのように述べている。

「日本においては、小作農の大部分は貧農、又は小農（彼等はこの小農を一部貧農として、他の一部は中農下層としているらしいが、これも厳密な階級分析の際には正しくない）であり、中農および富農の大部分は土地所有者であることは事実である。しかしながら、小作農又は自作農兼小作農ことに後者にして中農又は富農の層に属する者もかなりある反面において、『純自作農』の多くの部分も貧農又は小農の層に属しているのである。自分の所有地のみを耕作しているからといって、家族の全労働を適用し、その農耕からの収入によって全家族の生計を維持するに必要なだけの面積の土地を所有しているもののみとは限らない。土地独占と高き小作料とのために、借地して自作兼小作となるだけの資力さえもないために、農耕は文字どおり猫の額大の自家所有地に限り、生計費の大部分を農業、漁業、工鉦業等々の賃金収入に依存している『準自作農』の非常に多いことを知らねばならぬ。それゆえ、寄生地主的土地所有の、なかんずく大土地所有の圧迫を受けている者は、単に小作農や自作農のみに限らず、彼等のいわゆる『純自作農』の中にも沢山あるのである。⁸⁾」

以上がこの段階での野呂氏の、農民層の分化・分解に

かんする見解である。つまり、氏は、維新以降における農民層の分化・分解は、単に土地所有規模の大小による分化・分解として把握するのではなくして資本対賃労働関係による、搾取・非搾取関係において把握しなければならないと、指摘しているのである。それゆえ、この氏の見解は、維新以降の農業・農民問題の把握は、そこでの土地所有をもとにして把握されるのではなく、それは、資本の農業生産への浸透による、資本と土地所有との交錯において把握しなければならないと指摘しているのである。この指摘は、農民層の分化・分解を把握する上での、きわめて正しい指摘であるといえるのであるが、それは、農民層の分化・分解のあまりにも原則的な指摘であるにすぎなかった。というのは、氏は、このように指摘して、労農派を批判するだけでそれ以上わが国の農業生産の展開に則して、理論的にも具体的にも論を展開していないからである。しかし、この野呂氏の原則的な指摘は、農民層の分化・分解を考察する上では常に念頭におかなければならないものである。なぜなら、序においてふれたように、農民層分解は、農業における商品生産の展開にともなう、資本・賃労働関係の創出過程として把握されなければならないからである。

ところで、野呂氏のこの段階での、農民層分解にかんする見解は、先に指摘したこの段階での土地所有の把握と矛盾するものであるといえる。というのは、氏によれば、維新以降の土地所有は、半封建的・封建的土地所有であり、そこでの農業生産は、その土地所有に從属し・規制されての生産であった。したがって、この土地所有の論理をもってすれば、維新以降の農業生産への資本・賃労働関係の浸透による農業・農民問題を把握するという見解は、理論的に矛盾するものといわなければならないであろう。このようにこの段階においても、氏の論述は、かなり論理的に矛盾した点をもっているといえるのである。

註 1) このような野呂氏の見解は、氏の「解党派の農業理論批判」（1931年）・「農村・農民問題に関する一断想」（1932年）・「社会ファシスト『労働者派』批判」（1931年）等の論文に集中的にみられる。これらの論文は、いずれも野呂栄太郎著作第3集（三一書房版）に集録されている。

2) 日本経済研究会編『日本経済研究——農民問題特輯号——』、1931年、同会編『日本経済研究——統農民問題号——』、1931年。猪俣津南雄『現代日本研究』、1929年、同氏「マルクス主義の前進の為に」（『改造』、1931年4月号）。

櫛田民蔵「わが国小作料の特質について」（大原社会問題研究所雑誌，1931年6月——なおこれは、同氏全集第3巻・1947年刊に収録されている。）等等を参照。

- 3), 4) 野呂「解党派の農業批」『著作』第3集，62頁。旧かなづかいは、現代かなづかいに引用者が改ためて引用した。以下同様。
- 5) 野呂同上論文『著作』第3集，67頁。
- 6) 野呂「社会ファシスト『労働者派』批判」・『著作』第3集，116頁。つまり、この引用文に続けて「『労働者派』は……その（階級区分……引用者）基準を土地所有の有無大小においている。」（野呂同上論文・『著作』第3集，116頁。）と氏は指摘している。
- 7) 野呂同上3)論文・『著作』第3集，65頁。
- 8) 野呂同上6)論文・『著作』第3集，117頁。
なお、同趣旨の見解は、3)の論文・『著作』第3集，65頁にもみられる。

(III) 要 約

このように、野呂氏の農民層分解と地代範疇についての見解を検討してきていえることは、氏の農業理論は、単なる抽象的な理論の展開ではなくして、わが国の農業生産展開での具体的な理論的把握として、展開されているということである。しかし、氏の理論を全体的にみれば、その理論はきわめて矛盾しながら展開されているといえる。そしてまた、この矛盾する理論の展開であったという結果として、わが国の農業・農民問題についての、きわめて豊富な問題の指摘とその提起を、氏はしていると考えられる。つまり、土地所有については、農民的土地所有・寄生地主的（半封建的・封建的）土地所有・天皇制的・国家的土地所有等を指摘している。そして、地代論的には、資本制地代の類推的適用からはじまって、名目地代→封建地代等を、いずれもわが国の農業生産の具体的な把握において論じている。さらに、氏は、維新以降における農民層分解という事実を鋭い目を向けたのであるが、それは、やはりわが国における農民層分解として、問題を考察しながら地主・小作分化・分解と把握する一方、他方では資本対賃労働という把握もする。このように、氏の、維新以降の農業・農民問題についての見解は、きわめて多彩であるが、それゆえに、その理論は、多くの矛盾点を有していたものと考えられる¹⁾。

註 1) 豊田四郎氏は、このような野呂氏の矛盾錯綜している見解を平面的に羅列するだけで、野呂氏はこのような指摘をしているのであるから

「わが国のマルクス・レーニン主義に思想的理論的な寄与を行なった功績は、たかく評価することができよう。」（『日本資本主義論争批判』第2巻，58頁，1958年，東洋経済新報社。）としている。しかし、このような評価は、正しい評価であるとは考えられない。つまり、私は、この節で検討してきたように立体的に先人の理論の矛盾を考察し把握することによって、先人の正しい理論の面を評価し発展させなければならないと考えるのである。この意味からいえば、豊田氏のような評価からは、先人の理論の発展的展開の方向を見いだすことはできないのではなからうか。

第2節 山田（盛）・平野（義）両氏における 農民層分解と地代範疇

山田・平野両氏の農民層分解と地代範疇にかんする見解は、前節で検討した野呂氏の「——諸条件」の論文から展開されて、「労農派」との論争段階でより強固になった見解——すなわち、わが国の明治維新以降の土地所有形態は、封建的＝半封建的土地所有形態であるという見解——をうけて、この見解のより体系的・理論的な展開・深化として、展開されていると考えられる。つまり、野呂氏は、わが国の資本主義発展過程をマルクス主義的方法論をもって理論的・史的に把握するとともに、氏の革命的・実践的観点において、氏は、わが国の資本主義の現状分析をとにしたのである。そのため氏の、わが国の資本主義の発展および現状分析にたいする見解には、きわめて内容豊富なわが国資本主義における矛盾点の指摘と多くの問題提起があった。しかし、今日からみれば、当時のわが国資本主義分析にかんする研究水準の諸条件に制約されて、その氏の論は、きわめて概略的・抱括的であり、理論的にも——前節で検討して明らかのように農業・農民問題に限っても——多くの不十分な点と混乱した点を残していたのである。

そこで、山田・平野両氏は、この野呂氏のわが国資本主義分析において指摘され提起された矛盾・問題点——野呂氏の「——諸条件」によって提起され、「労農派」との論争段階で強化された見解——を、わが国資本主義分析・把握の理論的な基本視点として、両氏は、わが国資本主義の分析をし、この野呂氏の見解を体系的・理論的に完成していったのである。この意味において、山田・平野氏は、いわゆる講座派理論の完成者である、といわれるのである¹⁾。

ところで、この山田・平野両氏の戦前段階における農

民層分解と地代範疇にかんする見解のもっともよくあらわれている論文・論著は、周知のように野呂氏の指導によって刊行（昭和7年～8年刊行）された『日本資本主義発達史講座』に、両氏が書いた諸論文——この両氏の論文は、後に山田盛太郎『日本資本主義分析』（以下『——分析』と略称する）、平野義太郎『日本資本主義社会の機構』（以下『——機構』と略称する）として刊行されている——である。それと、平野氏が、昭和10年代に労農派農業理論にたいする批判を目的として、講座派農業理論の正しさを主張して精力的にかかれた諸論文——これは、戦後平野義太郎論文集第二巻『農業問題と土地変革』として刊行されている——である。そこで、ここでは、この三つの著作をもとにして、両氏の農民層分解と地代範疇にかんする見解を検討していきたいと思う。

この検討に入る前に、山田・平野両氏の労作の理論構成における、農業・農民問題分析・把握の基礎的視点についてふれておきたい。というのは、論文・論著者の全体にわたる理論構成を忘却して特定の箇所をとり出して検討・批判しても、それは正しい検討・批判にはなりえないと考えるからである。ましてや、私が、この小論で目的としている主題について、論文・論著者が、その論文・論著において本来的に論を展開していないところから、任意に主題に則する見解を検討・批判するばかりには、多くの誤解による、検討・批判をしがちになるからである。そこで、両氏の論文・論著での農業・農民問題把握と関連して農民層分解と地代範疇の、両氏の全理論展開における位置づけを簡単にいっておけば、それは、以下のように位置づけられるであろう。

つまり、山田氏の『——分析』は、「日本資本主義における再生産過程把握の問題として、いわば再生産論の日本資本主義への具体化の問題として、果たすことを²⁾」本来的な目的とすることによって、全理論構成が組み立てられている。そこで、氏は、この日本資本主義の再生産過程を理論的に把握するために、明治維新以降のわが国の、資本主義の展開過程における諸範疇の創出過程とその検出に努力される。そして、氏は、わが国産業資本確立を、明治30～40年代に求められ、この期にわが国資本主義の展開における諸範疇が、形成されたとしたのである³⁾。ところで、この期に形成された諸範疇は、わが国の明治維新の変革ともなう農業生産の展開に基本的に規定されており、それゆえ、農業・農民問題は、わが国資本主義の再生産過程把握の『鍵』をにぎるのである⁴⁾。とこのように維新以降における農業・農民問題を、氏は、把握したのである。すなわち、氏は、わが国資本

主義構造を再生産論的に把握するために、まず諸範疇のわが国における創出過程の把握を検出をし、その諸範疇をその『基底』において規定しているのは、わが国の農業生産構造＝半封建的・封建的生産構造であると把握したのである。このように氏にあっては、わが国の資本主義の再生産構造を理論的に把握する——マルクスの再生産表式におけるわが国資本主義の展開での諸範疇の具体的な把握をする——ための、その基礎的前提として、農業・農民問題は位置づけられ、その位置づけのもとにおいて、その問題が、論述されているのである。

この山田氏の『——分析』にたいして、平野氏の『——機構』も、わが国の資本主義の再生産構造を、その「基礎分析の上⁵⁾」に体系的・理論的に把握せんとするものであった。この課題を究明するために、氏は、「資本主義、ならびに、その社会機構は、一般資本主義的社会に固有する経済的発展の一般的法則にしたがって、生成し、発展し、転化する⁶⁾。」ものである、それゆえ、わが国の資本主義社会機構の経済的構造の展開・発展の把握は、わが国の「歴史的法則そのものの把握⁷⁾」・「史的過程そのものの分析⁸⁾」という点において果さなければならないとして、『——機構』の中心課題をそこにおいた。この資本主義社会の経済的構造の歴史的把握・分析ということは、その資本主義社会における諸階級の生成・発展構造の法則的・理論的な把握ということである。したがって、氏の『——機構』での、わが国資本主義社会機構の経済的基礎についての見解は、明治維新変革を契機とする、諸階級の生成・発展過程の法則的・理論的把握に基本的視点をおくことによって展開されている⁹⁾。ところで、この資本主義社会での、諸階級の生成・発展は、それ以前の社会である封建社会のもとにおける、社会的生産力の展開・発展にともなう商品生産の発生・発展による、小生産者の分化・分解を通してもたらされる。そして、封建社会の小生産者の多くは、農民であり、したがって、この農民層が生産力の展開・発展とともに商品生産の発生・発展による分化・分解の把握は、資本主義社会の諸階級の生成・発展を把握する基礎となる。そこで、平野氏は、わが国の維新以降の資本主義の発展における諸階級を把握するために、徳川封建社会から資本主義社会への直接的契機をなした維新変革を通しての、農民層の分化・分解の把握を基礎に据えて、『——機構』の分析を展開している。このような視点において、氏の『——機構』における農業・農民問題把握の見解は、基本的に位置づけられるのである。

註 1) 小山弘健編『日本資本主義論争史』上巻、1953年、青木書店参照。

- 2), 3) 山田盛太郎『——分析』, 序言 1 頁, 1957 年刊行版, 岩波書店。
- 4) 山田同上書, 序言 3~4 頁。
- 5), 6), 7), 8) 平野義太郎『——機構』, 序言 1~2 頁, 1955 年刊行版, 岩波書店。
- 9) 平野同上書, 序言 4 頁。つまり, 「半封建的軍事的資本主義によって決定される社会の機構, 階級分化労働者・農民の従属形態, この社会の公的表現たる政治的諸関係, 社会的政治的諸運動の性質は, 本書が詳細に分析叙述せんとするところである」(平野同上書, 序言 4 頁。)と。

(I) 『——分析』の理論構成と農業理論

マルクス再生論の, わが国資本主義分析での具体的な把握である山田氏の『——分析』の見解は, 前項でふれたように, 明治維新変革を契機とするわが国資本主義の展開・発展過程における諸範疇の検出と検出されたその諸範疇の質的变化を構造的に把握することにより, 「日本資本主義の基礎的分析を企図する」という視点において展開されている。つまり, 氏は, わが国資本主義における「産業資本確立過程」での諸範疇の検出とそこで検出された諸範疇の質的变化を第一次世界大戦を契機とする資本主義の「一般的危機」との関連において構造的に把握するという点において, 『——分析』の理論を展開しているのである。氏が, 『——分析』理論をこのような視点で展開しているのは, 氏によると, それは, 「産業資本確立過程において軌道づげられていく構成の構造的(諸範疇, 諸編成)把握によってのみ, 戦後(第一次大戦後……引用者)の一般的危機における構造的(諸範疇, 諸編成)変化が合理的に把握されうる⁹⁾。」からである, 換言すれば, 「それ(産業資本確立過程での諸範疇の把握……引用者)によって, その先蹤としての原始的蓄積, 産業革命, 並びに, その後続としての一般的危機(構造的変化)の把握が可能にせられ, かくして, 日本資本主義の全生涯の把握が合理的ならしめられる⁹⁾。」からである。つまり, 氏は, 明治維新の変革を契機とする, わが国資本主義の展開において, わが国資本主義社会の経済的基礎範疇が, 本源的蓄積との関連でいかに創出され, かつ, わが国資本主義という具体的・特殊な条件のもとにおいて, その諸範疇が, きわめて具体的内容をもった範疇としていかに把握され, そして, それが, いかに質的に変化していくかという点をわが国資本主義, つまり「産業資本確立過程」と「一般的危機」との関連において分析することによって, 合理的に把握する

ことを意図して, 『——分析』の理論を展開しているのである。

したがって, 再生産論それ自体が, 社会的生産の発展的展開の論理を示すものであると同様に, マルクスの再生産論を『——分析』理論の基本指針とする, 山田氏の『——分析』の理論構成は, かつての労農派を中心とする人々の多くが批判してきたように固定的な理論構成をとって, 展開されているのではなく, 諸範疇の検出→諸範疇の質的变化として, 発展的な理論をもつものとして基本的にそこでの理論は, 構成されているのである⁹⁾。しかし, かかる発展的な山田氏の『——分析』での理論構成は, わが国の明治維新以降のわが国の資本主義展開における工業生産部面での把握においてしか, 貫らぬかれなかった。つまり, 氏の『——分析』は, 三つの編からなっており, この編別構成において明らかのように, 氏は, その第1編「生産廻回=編成替」において, 維新変革を契機とするわが国工業生産部門の編成替えとそこでの諸範疇の検出と一般的危機との関連で質的变化を論じ, 第2編では「廻回基軸. 軍事機構=鍵産業の構成」として, わが国資本主義が軍事産業を支柱として「構築」されていく過程が述べられ, したがって, わが国資本主義は, この軍事産業を基軸として体制的に確立されていき, ここでの諸範疇の展開(質的变化)に主導されながら, 全体としての諸範疇が, 質的に変化していくものとして分析されている。しかし, 第3編は「基砥. 半封建的土地所有制=半農奴制的零細農耕」となっており, わが国資本主義をその根底において規定する土壌としての, 農業生産部門が, 論述されている。そして, この第3編の農業生産部門の分析は, 固定的に, つまり, 維新以降の土地所有の半封建的土地所有範疇としての固定的把握とその強調によって, 論が展開されている。したがって, この第3編との関連において, 第1編, 第2編をみれば, この3編での「基砥」的把握における見解が, わが国資本主義構造をその根底において規定するものとして, それらの編においていたるところで言及されることになる。ここに, 『——分析』の理論構成の基本的な欠陥があった。この点をとらえて, かつての労農派を中心とする, 『——分析』批判の多くが, 固定的で発展的理論がないものとして批判したのであろう。しかし, それは一面的である。みてきたように, 『——分析』理論の, 基本的な理論構成は, マルクス再生産論のわが国資本主義における具体的把握という点において, 基本的に理論が展開されており, かつ, 少なくとも工業部門にかんする限り, 諸範疇の検出とその質的变化として, わが国資本主義を構造的に分析・把握するという企図のもと

に展開されている。このような『——分析』の基本的理論構成は、経済学の研究において基本的に正しい理論構成をもつものであったといえる。にもかかわらず、『——分析』第3編の理論のみをとらえて、この『——分析』の基本的理論構成の正確さを評価することなく、『——分析』を全面的に否定する批判は、正しい批判であるといえないであろう。つまり、これまでの批判は、『——分析』第3編の理論を基底として、『——分析』全体の理論構成とその把握を否定するのが多かった。それは、単なる批判のための批判であって、正しい批判であるとはいえず、したがって、これまでの『——分析』批判の成果は、あまり実り多いとはいえない。さればといって、『——分析』の理論構成のもつ、基本的な欠陥を反省することなく無批判的にうけいれるのも誤りである。つまり、『——分析』には、前に少しふれたように次に指摘されるような基本的な欠陥があるからである。

これまでみてきたように、山田氏は、『——分析』において、「半封建的零細農業を『基底』として内包する後進資本主義国日本をとりあげ、再生産論を理論的指針として日本資本主義⁶⁾」を具体的・体系的(=理論的)に把握しようとしたのであった。しかし、氏は、明治維新以降の農業生産を内包するものとしての、わが国資本主義の再生産論的視点における構造的・体系的把握を試みながらも、氏のこの再生産論的視点におけるわが国資本主義の構造的・体系的理論構成における、農業生産部門の把握は、維新以降のわが国の非農業生産部門の資本主義の展開・発展を、その土台・「基底」において支えるものとしか把握されておらず、それゆえ、農業生産部門が、わが国資本主義の有機的な構造のもとに、氏の企図されたようにならずしも「内包」的に把握されているとはいえないのである。つまり、諸範疇の検出・確定とその諸範疇の質的变化という理論構成を基本とする、氏の『——分析』の基本的見解は、維新以降の非農業生産部門である工業生産部門における分析としては展開されているけれども、工業生産部門のみならず農業生産部門を含むわが国資本主義の全構造的な再生産論的把握としては、その見解が、展開されておらないのである。すなわち、農業生産部門は、第3編で検出・確定された「半封建的土地所有」という範疇を中心としてもたらされる、「半封建的」な諸々の範疇が、固定的に把握され、展開されているにすぎない。そして、かかる農業生産部門の「半封建的」な諸範疇は、維新以降のわが国の資本主義をその「基底」において支えるものであるとしか説かれていないのである。そのため、農民生産部門における諸範疇の質的变化は、『——分析』においては、ネグ

レクトされ、したがって、氏の本来的に「企図」された、わが国資本主義の全構造的な全構造的・再生産論的把握という視点は、切断されてしまっているのである。ここに、『——分析』の理論の最大の欠陥があるものと考えられる。すなわち、それは、特定国の資本主義の展開を構造的にしかも再生産論的に工業・農業生産を含むものとして把握するばあい、その資本主義の構造における一方の諸範疇の質的变化は、必然的に多かれ少なかれ他方における諸範疇の質的变化を同時に伴うものとして考えられなければならないからである。

- 註 1) 山田盛太郎『——分析』、序言1頁。
 2), 3) 山田同上書、序言3頁。上点引用者。
 4) 向坂逸郎『日本資本主義の諸問題』、1947年、黄土社、大内力『日本経済論』上、1962年、東大出版会、等をとるあえず参照。
 5) このような指摘は、山之内靖氏によって最近指摘されている。同氏論文「後進資本主義に関するマルクス主義古典の再検討」(『歴史学研究』No. 308, 1966年1月号)、同氏著『イギリス産業革命の史的分析』、1966年、青木書店の第2章参照。
 6) 山之内同上論文、9頁。同氏同上書、104頁。同氏の次の文章を参照されたい。「山田氏が農業を取り扱った第3編『基底』は、明治維新以来昭和初年にいたるまでの日本農業が、基本的には半封建的零細農耕という規定を受けるとしても、どのような生産諸関係の変化——とくに商品経済の浸透にもとづく地主(=地代)と農民経済の関係変化——を示していたかについて、まったくふれていない。工業において三段階分析——資本関係創出・産業資本確立・一般的危機——がなされたのと同じく、工業における三段階に規定されたところの、農業問題の段階的分析が欠けていたのではなかったのである」(同氏同上書、118~119頁)。

(II) 『——分析』の農業生産部門における諸範疇

いうまでもなく、わが国の明治維新以降の農業生産は、資本制的な農業生産ではなく、家族労働力を基軸として営まれる、家族労働経営の支配的な生産であった。ところで、かかる農業生産においては、土地=土地所有が生産にたいして規定的な役割をもつものである。つまり、農業生産が、資本制的に営まれているばあいには、資本は、土地所有をも自己の論理のもとに従属せしめ、最大限利潤の追求として生産が営まれる。これにたいして、

資本が生産において主役をなさない段階における農業生産は、土地所有が生産の前面にでてくる。ということは、資本制的農業生産においては、資本が基本的な生産手段であるのにたいし、そうでない段階での農業生産における基本的生産手段は、土地であることを意味するものである。

ところで、生産手段の所有形態のありかたが、人類社会の発展段階を区分するメルクマールであるという、マルクス経済学における有名な名題がある。そこで、わが国の明治維新以降の農業生産を理論的、体系的に把握するには、農業における基本的生産手段である土地が、いかなる所有形態にあるかということ把握するのは、きわめて重要である。したがって、山田氏の『——分析』の農業生産にたいする見解も、基本的にこの維新変革による土地所有の把握からはじまる。

つまり、わが国が、維新の変革を遂行した時期には、資本主義は世界資本主義を形成する段階にあり、それゆえ、わが国は、資本主義の自生的発展による封建的生産様式の打破という過程をたどることなく、きわめて特殊に資本主義化せざるをえなかった。それは、わが国の資本主義が、徳川封建体制の妥協的解消・再編制として、資本主義的生産様式を確立しなければならなかったということである。かかる封建制の妥協的解消・再編成による資本主義の確立は、二つの意味において軍事産業の構築を基軸とする資本主義を必然化ならしめたのである。その一つは、封建制の妥協的解消・再編成による、直接的生産者の抵抗をおさえるためであり²⁾、その二つは、世界史的意味での、資本主義の世界資本主義の形成ということによる、「先進資本主義諸国の侵略からの自己防衛と中国・朝鮮の市場獲得・鉄確保³⁾」のためである。このような軍事産業的資本主義の構築の基礎は、農業の直接的生産者である農民に利潤の一片だにも残しうる余裕もなく収奪する、つまり、全収穫の34%を収奪する地租の線と68%を収奪する地代の線を可能ならしめた、半封建的土地所有者である⁴⁾。それゆえ、わが国の維新以降の土地所有は、範疇として半封建的土地所有であり、そこでの直接的生産者は、範疇としてこの土地所有に隷属する半隷農的耕作農民であり、かつ、そこでの農業経営範疇は、半隷農的零作農耕である。このように山田氏は、『——分析』において、維新以降の農業生産における基礎範疇を検出・確定したのである。

ところで、今ここでふれた限りでの、山田氏の維新以降の農業生産の範疇規定は、維新の変革が封建制の妥協的解消・再編成であるということから、直接的にはなされておらず、経済的な規定ではない。そこで、氏は、その

点を先にふれた地代＝土地所有範疇（34%の地租収取の線と68%の地代収取の線）視点を据えて、第3編において積極的に論究される。

この点を積極的に論究するために、山田氏は、その実証的バックとして下にみる資料を掲げ、その資料を解説的に論究しながら、維新以降の農業生産における上記の諸範疇を検出・確定していく。しばらく、その点をみていこう。

資料1 地租改正による公租・地主取前・耕作者取前の関係

中田1反当り	貨幣額で	米額で	
	表現せる場	表現せる場合	
地租及び村入費	円 1.632	石 0.544	円 石 (2.448...0.816) 自作者取前 収穫米中より種 籾肥代控除、地 租及び村入費支 払後の残額
地主取前	1.632	0.544	
小作者取前	0.816	0.272	
種籾肥代	0.720	0.240	

- 備考 1) 山田盛太郎『——分析』, 189頁による。
 2) 地租改正における検査例第二則・第一則によって表出。
 3) 原資料。主税局『地租関係書類彙纂』, 大蔵省編纂『明治前期財政経済史料集成』第七巻による。

(a) 土地所有の圧倒的優位＝半封建的土地所有 資料Iを山田氏は、次のように解説して、維新以降の土地所有の性格(範疇)を規定する。つまり、この資料は、反当生産物の配分からすれば、小作農取分0.272石、地主取分0.544石、自作農取分0.816石、すなわち、小作農取分1とすれば、地主取分2、自作農取分3ということである⁵⁾。このことは、1町歩耕作の小作農10人分の取分が、ただ5町歩の土地を所有して小作料に依食している地主の取分に等しいことを示す⁶⁾。これは、「土地所有たる資格の圧倒的優位が貫徹している⁷⁾」こと、いわゆる半封建的土地所有の存在によるものである。

(b) 耕作規模の零細農制(零細農耕範疇)と独立自営農民＝小農範疇の否定 ところで、上記の5町歩の土地所有者が、小作料に依食しているという5町歩という土地面積は、国際的な耕作規模からすれば、自耕して『小農』範疇を実現するに足る規模であるにすぎない⁸⁾。しかし、わが国においては、資料2にみられるように、直接的生産者たる農民のほとんどが、きわめて零細な小作農である。そして、5町

資料2 土地所有規模別・耕作規模別の推移

所有広狭別		総数	0.5町未満	0.5~1町	1~3町	3~5町	5~10町	10~50町	50町以上	
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
東北型	明治41年	500,548	192,386	110,271	137,661	38,316	15,771	5,627	516	
	昭和6年	534,239	225,754	127,305	125,374	34,913	14,827	5,430	633	
	増減率		(+) 17%	(+) 16%	(-) 8%	(-) 8%	(-) 6%	(-) 3%	(+) 22%	
	近畿型	明治41年	525,599	288,665	135,372	79,483	14,128	5,843	2,011	97
		昭和6年	537,867	309,492	134,235	76,761	11,294	4,639	1,389	57
		増減率		(+) 10%	(-) 1%	(-) 3%	(-) 20%	(-) 20%	(-) 31%	(-) 41%

耕作広狭別		総数	0.5町未満	0.5~1町	1~2町	2~3町	3~5町	5町以上
		戸	戸	戸	戸	戸	戸	戸
東北型	明治41年	540,109	165,393	132,487	126,903	68,526	38,108	12,692
	昭和6年	624,863	169,188	169,608	172,617	79,046	29,618	4,786
	増減率		(+) 2%	(+) 27%	(+) 36%	(+) 15%	(-) 22%	(-) 62%
近畿型	明治41年	610,898	271,950	234,321	89,845	10,813	2,968	1,000
	昭和6年	583,029	244,198	237,860	94,283	5,785	782	121
	増減率		(-) 10%	(+) 1%	(+) 4%	(-) 46%	(-) 39%	(-) 87%

備考 1) 山田盛太郎『——分析』, 197~198頁による。
 2) 原資料。農務局『農会調査農事統計』(自明治36年至大正2年), 農務彙纂第51, 74~6頁, 農林大臣官房統計課『農事統計表』, 昭和6年度, 12~3頁より作製。

歩を所有すれば、土地所有者は、小作料に依食することによって生活できるのである。ここに、「土地所有者の寄食化傾向⁹⁾」・「自耕に対する障害¹⁰⁾」・「自耕より依食化への普遍的傾向¹¹⁾」が、維新以降もつらぬくのである。かかる傾向のために、維新以降にも、わが国においては、『独立自由な自営農民』(分割地農) = 小農範疇の成立をもうことはできないのである¹²⁾。

(c) 農村における階級構成 かかる山田氏の見解は、農村の階級構成の把握を半封建的土地所有としての、半封建的寄生地主と半隷農的小作農を基軸とする階級構成として把握されるにいたる。そして、半封建的寄生地主対半隷農的小作農関係に直接おかれていない、自作農は、この関係に直接的に規制される農民として、この関係の特殊型としてあらわされる。つまり、(1) 地主をかねる自作(この形態では、寄生地主の性質が前面にでる。), (2) 隷農的立雇をもつ自作(この形態では、隷農制的=半隷農制的従属の関係が前面にでる。), (3) 半隷農的の自作(ミゼラブル生存維持のために、自己の所有する零細土地を自己の労働実現の手段として営むにすぎない。)として¹³⁾。

以上が、山田氏の維新以降の農業生産における、『——

分析』での諸範疇検出と、諸範疇の把握である。そこで氏は、この諸範疇を次のように総括される。つまり、維新以降の農業の再生産は、半封建的土地所有を基軸とする、「総収穫高の34%を徴収する地租の線」と「総収穫高の68%を徴収する地代の線¹⁴⁾」の「二層の従属規定¹⁵⁾」からする、「小作者を隷農制的=半隷農制的従属の関係におき、土地所有者を依食化し、自作者を特殊型ならしむる¹⁶⁾」ものとして、したがって、半封建的零細農耕制として、営まれる再生産であると。

ところで、かかる山田氏の維新以降の、農業生産における諸範疇の検出・把握とそこでの農業の再生産の把握は、基本的に維新以降の土地所有=地代範疇の強力さを主張し、わが国における自由な私的土地所有の成立を否定することによりなされており、したがって、そこからは、維新以降の農業生産の展開の論理もでてこなければ、また、それは、農業における諸範疇の固定的再生産を意味し、諸範疇の質的変化の論理もでてくる必然性も存在しないものとなることは当然である。この点は、先にも指摘しておいた、氏の『——分析』の基本的理論構成からすれば、矛盾である。かかる矛盾をもたらす要因は、なんだろうか。それは、氏が、維新以降の土地所有を半封建的・封建的土地所有と把握し、過渡的土地所有の成立を範疇的に否定したことによるものと考えられる。その点を次に氏と平野氏の維新以降における、農民層分解の把握に視点を据えてより明らかにしていこう。

- 註 1) 山田盛太郎『——分析』, 4頁。
 2), 3) 山田同上書, 5頁。
 4) 山田同上書, 193頁。
 5), 6), 7), 8), 9), 10), 11), 12), 13) 山田同上書, 190~191頁。
 14), 15), 16) 山田同上書, 193頁。

(III) 『——分析』・『——機構』における農民層分解と地主制

a) 『——分析』の見解 前項にふれたように、山田氏によると、国際的な農業経営規模からすれば、わが国の5町歩という土地所有規模は、ようやく小農範疇を実現するに足る規模であるにすぎない、しかし、この5町歩という土地所有規模は、わが国の維新変革以降においては、地主範疇を成立せしめる規模であった。ところで、氏によれば、この地主範疇は、地租改正を契機として、明治20年代に体制的にほぼ完成するものであった。氏は、その成立のメカニズムについて、維新以降の土地所有の半封建制を強調しながら、地租の金納化と小作料の現物納の相剋による、土地所有者の有利性にもとづく自作農の分化・分解の過程を把握することによって、究明している。

つまり、維新以降の農業生産規模は、「土地所有の圧倒的優位」による、きわめて零細な生産規模であり、それゆえ、維新以降にも独立自営農民(分割地農民)・小農範疇の成立する余地さえもなかった。しかし、農民は、土地を私的に所有して生産を営んでいる限り、彼は、総収穫の34%に相当する地租を貨幣でもって國に納入しなければならなかった。そして、かかる零細農民が、土地を借地するばあいには、農民は、借地料として封建的地代に等しいほどの量を米穀を主とする現物形態で地主に支払わなければならなかった¹⁾。したがって、この地租金納と小作料現物納の相剋関係において、米価の変動は土地所有者の経済にきわめて大きな影響を与えた²⁾。すなわち、この米価の変動過程は、「大地主の土地集中の過程として、又、中・小零細土地所有者の土地喪失の過程³⁾」としてあらわれたのである。とくに、かかる米価の変動の影響は、土地の私的所有者であると同時に直接的生産者でもあった自作農において、はげしかった。つまり、「土地所有者であるが自耕の所謂自作農⁴⁾」の取分は、「収穫高(米)の穴から種籾肥代(米、貨幣)控除後に地租公課(貨幣)を支払える残額であるから、それは地租(公

課)が不変の場合に、収穫米高と米価と更に種籾肥代との如何に依拠して増減することになる⁵⁾。」ここに、自作農の経済的不安定性があり、この米価の変動過程において、維新以降の自作農の多くは、「不断に激動⁶⁾」しながら「間断なく崩落⁷⁾」していったのである。こうして、自作農は、明治10年代から20年代にかけて、分化・分解し、地主のもとに包括され、農民は、地主を基軸とするメカニズムとして再編されるにいたったのである。

このように山田氏の、農村再編のメカニズムは、土地所有を軸とする地主制成立のメカニズムである。そして、このメカニズムは、わが国の資本主義の成立・展開過程における、資本の原始的蓄積としての地租の金納化とそれを契機とする直接的生産者である農民層の金納地租に圧迫されての商品生産者化、そして農民層の市場への従属としていわれているのである。ようするに、氏は、地主制成立のメカニズムの基礎として、維新以降の資本主義の展開過程における、農民層の市場=価格との関連での生産(経営)において、そのメカニズムを明らかにしているのである。したがって、氏のこの地主制成立のメカニズムでいわれている、地主制の論理は、地租金納化と小作料現物納との相剋による、土地所有者としての地主の有利性であって、土地所有の強さによる地主の有利性ではない。それは、市場における価格変動を媒介として、土地所有者としての地主の有利性であるのである。ということは、前項において、範疇的に検出された氏の維新以降の土地所有の、半封建的土地所有範疇把握およびそれを基底とする農村における半封建的諸範疇という把握は、この地主制成立のメカニズムの把握と矛盾するのではなからうか。というのは、氏は、この地主制のメカニズムについて、すでにふれたように資本主義社会の基本法則である、生産過程を通しての価格法則を軸にして、論理を展開しているからである。換言すれば、氏は、農民層の土地所有をもとにする自己経営の生産費(種籾肥代)とその生産物の市場における価格実現いかんによる農民層の分化・分解、そしてかかる直接生産者層の分化・分解を基底とする地租金納化と小作料現物納の相剋関係において、市場価格変動が土地所有の大きい者にその変動が有利性に作用するものとして地主制成立のメカニズムの基本を主張しているからである。ということは、維新以降の農業生産構造の展開を把握するには、直接的生産者である農民層が、まずいかにして市場との関連において自己の経営とその再生産を営みながらいかなる経済状態に入っていたかという把握を必要

とすることを示すものではなかろうか。したがって、かかる農民層の経済状態の市場との関連における把握を通して、そこにおける、土地所有＝地代（小作料）・直接的生産者および経営範疇は、規定されなければならないのではなかろうか。にもかかわらず、山田氏は、維新以降の土地所有をすぐれて政治過程の変革から先験的に半封建的土地所有と把握してしまったがために、維新以降の土地所有についての自由な農民土地所有の成立を否定することになってしまい、農村を半封建的なものとして固定的なものとしてしまっている。さらに、氏は、経済学的には、維新以降の、小作料の現物形態とその封建的地代に等しい高率さによって、維新以降の土地所有の半封建的性格を規定し、その規定をもとに維新以降の農業生産における諸範疇の半封建性を主張しているように考えられる。しかし、この小作料の現物形態とその高率さが、そこにおける土地所有を規定するというのは論理の矛盾である。

というのは、いかなる地代形態においても、地代は、土地所有の経済的自己実現形態であり、それゆえ、歴史の発展段階におけるその一定段階での地代の範疇規定は、社会的生産力の一定の発展段階を背景として、直接的生産者が、いかに生産手段と労働力を結合させて労働過程を営んでいるかという考察を通しての、そこでの土地所有の経済的自己実現として地代を把握・規定しなければならないからである⁸⁾。ここでの生産手段と労働力の結合ということを封建的生産様式との関連でいえば、それは、生産手段＝封建的土地所有に合体されるような労働力の結合であるか、そうでなく労働力が、生産手段に結合されているかということである。したがって、当面の地代に関していえば、その地代が、封建的地代であるかそうでないかは、地代形態とその量的大きさによるのではなくして、それが、直接的生産者である農民層の、どのような生産手段と労働力の結合を通しての農業の再生産過程での労働の成果物として土地所有が自己を実現していくか、——つまり、農民層の労働力が、経済外的強制を前提として生産手段・土地所有と結合されて、農業の再生産を営み、それを実現するのかどうかによらなければならないのである。この封建社会における経済外的強制の本質は、何よりもまず封建的農民層が、生産手段・封建的土地所有に合体され・それから脱しえていないところにあるのである。とすれば、維新以降の農民層は、土地を含むあらゆる生産手段の私的所有の体制的確立のもとに、土地の私的所有者として彼等はきわめて高率な地租を納入しなければならなかったにしても、自分の労働力を経済外的強制によることなく生産手段と自

由に結合して、農業の再生産を営むことができたのである。このことは、農民層が、生産手段から自由に脱却できることを意味するものであり、そのために、維新以降の、体制としての資本主義の展開・発展とともに農民層の分化・分解が、激しくなり、農村における土地所有の集中と土地所有の喪失が、流動的におこなわれるようになったのであると考えられる。したがって、この直接的生産者である農民層の労働力の、農業の再生産における実現が、いかに生産手段と結合して維新以降なされていたかという、正しい把握なくしては維新以降の土地所有・地代（小作料）の正しい把握もできなければ、そこでの農民層の分化・分解過程も正しく把握されなくなる。それゆえ、山田氏のように維新以降の農業の再生産構造を半封建的・封建的な範疇で律しようとするれば、体制としての資本主義が、きわめて高度に発展しているにもかかわらず、農業生産部門は半封建的なものとして固定化され、そこでの農民層の分化・分解は一義的に半封建的な諸関係＝地主・小作関係への分化・分解とならざるもえなくなる。したがって、そこからは、農業生産における諸範疇の質的变化の論理のものでくる必然性はなくなってしまうのである。つまり、農民層の経済状態の差異の把握は、土地所有を基軸とする差異の把握ということになり、そのため、農民層の体制としての資本主義の展開・発展における激烈な農業生産での闘いは、抹殺されることになる。その結果農民層の内部的流動化と農業生産の展開・発展の内在的力を究明することができなくなり、そこにおける農業の再生産過程は、半封建的・封建的なものとして固定化されてしまうほかなくなってしまうのである。

b) 『——機構』の見解 周知のように平野氏も山田氏同様、維新の変革は、徳川封建性の妥協的解消・再編成であったという見解をとり、そこでの土地所有は、半封建的・封建的土地所有であると規定し、そして、この土地所有が、維新以降のわが国の資本主義の発展をその土台において規制したという見解をとった。しかし、維新以降の農村における階級分化・分解については、維新以降の土地所有を半封建的土地所有と規定しながらも、地租金納化を契機とする農民層の未熟なる小商品生産者化という点において論究している⁹⁾。この農民層の未熟なる小商品生産者化の原因は、平野氏によると、維新の変革は一応土地の私的所有を確認したけれども、それが封建制の妥協的解消・再編成であったがために¹⁰⁾、そこでの「農業改革¹¹⁾」は、まったく「不徹底¹²⁾」であり「現実に耕作する農民に土地を完全に分割¹³⁾」すること

なく、農民をしてきわめて零細な土地所有者たらしめたところにあった。つまり、土地所有の形態は、維新の変革によって一応私的所有の法認をえたのであるが、そこでえた農民の土地所有規模は、きわめて零細でかつそのため農業の生産方法（様式）それ自体は維新以前の封建的零細農耕となんら変わることもなかった。それにもかかわらず、封新以降の農民は、彼が私的な土地所有者である限り、その土地の所有にたいし封建的地代に等しい高率な地租を金納で納めなければならなかった。この高率な金納地租のために、農民は、いまだ十分に商品生産者としての条件を獲得することなくして、商品生産者とならざるをえなくなった。そして、体制としての維新以降の資本主義は、明治政府の上からのテコ入れを受けながら、非農業生産部門の資本主義化を急速におしすすめ、これまでの農業生産と密接に結びついていた農村家内工業を激しく破壊させ、農民層の貨幣・商品経済化を一層促進していった。そして、さらに、資本主義の進展は、農民の共同地・入会地をも分割・破壊・取奪し、それらの所有を確立させながら、その多くを御料地・国有地として編入していった。つまり、これまでの農民が、本来的農耕＋農村家内工業＋共同地・入会地における労働の結果として、自己の再生産部分を獲得していたのが、農村家内工業の農民からの分離、共同地・入会地の農民からの取奪によって、農民は、自ら再生産するためにその部分だけ、本来的農耕の生産物との交換によって他から（市場から）獲得しなければならなくなったのである。

そのため、農民は、一層貨幣・商品経済にまき込まれることになり、農民経済は、流動化し・窮乏化していった¹⁴⁾。ところで、この農民経済の窮乏化は、農民の本来的農業生産を中心とする農家の収入と家計費との関係において、収入にたいする家計費のオーバーとして現実化されるのであるが、維新以降の農民層の大部分は、前に記したようにその生産条件のきわめて不十分な条件のもとに貨幣・商品経済にまきこまれたがために、収入にたいし家計費がオーバーするのが一般であった。ここに、維新以降の農民層の分化・分解の基本的な原因があった。これが、平野氏の『——機構』における農民層の分化・分解の基本的な筋である。そこで、氏は、この農民層の収入と家計費の関係における、分化・分解の方向・帰結を次のように展開する。

収入と家計費の関係において家計費がマイナスになるばあい、農民は、「農家家計のマイナスを補うために、かれらは直接に再生産に必要な生活資料および生産手段からの控除部分を以てするか、さもなければ、直

接土地その他の生産手段を抵当として負債するか、そのいずれかをとらねばならなかった。かくして、その第一の場合は、ただちに再生産の基礎を縮小して、漸次自作農をして、さらに一層の土地の細分化をなし、みづからは自作兼小作に転落せねばならなかった。その第二の場合は、やがて耕地を抵当流れとして高利貸に兼併させ、或は、土地売買自由の原則のもとにただちに大地主兼併させ、或は地租不納による耕地の公売処分・官没を受けることはよって、みづからは純小作人に又はプロレタリアートに転化せねばならなかった¹⁵⁾。」

以上が、平野氏の『——機構』における、維新以降の農民層の分化・分解についての原因とその方向・帰結である。

ところで、みられるように平野氏の農民層の分化・分解の原因とその方向・帰結についての見解は、野呂氏の初期の見解である、維新以降の土地の私的所有とそこでの農業生産（経営）の封建的小規模生産の矛盾という農業理論を基本的に踏襲するものであるとみなされる。そして氏は、明治維新の変革については、野呂氏の後期の見解と山田氏の『——分析』の見解と同じく、徳川封建制の妥協的解消・再編成であるという見解をとっている。そして、そこでの土地所有は、半封建的土地所有であると規定している。それゆえ、これらの点については、野呂氏・山田氏の見解の検討においていわれたことは同様に平野氏にもいわれる（第Ⅰ節および第Ⅱ節での山田氏の見解の検討のところを参照されたし）。さらに、平野氏は、山田氏同様維新以降の土地所有の半封建的土地所有であるという根拠として、地租の高率と地主・小作関係における高率現物納を上げている。この点については、この項の a) の山田氏の見解のところであつたので、これ以上立ち入る必要はないであろう。ところで、氏のここでの論拠のもう一つは、小作料現物納による地主・小作関係が、徳川封建体制のもとで形成された地主・小作関係が維新の変革によってなんら手をつけられることなく維新変革以降にもそのまま移行されたことによるものである¹⁶⁾。かかる搾取関係の「移行存続」が、維新以降の土地所有を体制的に半封建的土地所有に「再編成」していった基礎なのであると、平野氏は主張している。つまり、氏によると、維新初期の小作地は約3割前後あり¹⁷⁾、そこでの地主の小作農からの取奪は、高率な現物小作料によるものであったから、地主の、土地所有者としての納める地租が、地租軽減や穀価の騰貴を通していわゆる「租税」に転化するとともに地主は小作からの取奪

権を「政府より譲渡」されることになって、それによって地主は、「完全な封建的搾取形態」を農村において確立していったのである¹⁸⁾。しかし、この氏の主張は、維新以降の農民層の分化・分解の関連でみると誤っている。

というのは、維新以降の農民層の分化・分解は体制的に私的所有が確立され、わが国における資本主義の体制的展開・発展によって農業生産それ自体の、——未熟な形態においてではあれ、——商品生産者化によってもたらされたといえるからである。そして、小作料現物納の地主にたいする有利性は、土地の私的所有の体制的確立をもとにしていえることなのである。つまり、この私的土地所有の確立は、土地集中・喪失の自由をもたらし、それゆえに一定額の地租を納める限り、その所有者は、その所有を失うことがなかったのである。かかる土地所有の確立のもとに、経済的に富裕な者は、土地の集中ができたのである。そこで、小作料現物納は、地主の経済に有利な作用をおよぼしたといえるのは、かかる私的土地所有の確立においてなのである。ということは、農業生産における封建的搾取関係によるのではなくして、未熟ではあれ農業生産の商品生産の展開を基礎にして、はじめて地主による現物小作料収奪の有利性がいえることを意味するものである。そのために、維新以降の農民層は、自己の生産手段と自己の労働力を自由に結合させて農業経営を営むことができるようになったのである。かかる条件が、維新以降にできたからこそ維新以降の農民層の階級分解の展開をいうことができるのである。それゆえ、維新以降の土地所有の範疇規定は、かかる農業生産それ自体の展開のメカニズムをまず把握し、しかる後にそこでの土地所有の範疇規定をしなければならぬのである。したがって、平野氏の封建的搾取関係の維新以降への「移行存続」による、維新以降の土地所有の半封建的・封建的範疇規定も、正しい範疇規定の根拠とはなりえないのである。

c) 問題の整理 第2節のこれまでの行論における問題の整理をしておこう。山田氏『——分析』・平野氏『——機構』での明治維新変革以降の農業生産構造の把握にかんする見解は、維新変革以降の土地所有を先験的に半封建的・封建的土地所有と規定することによって、基本的に展開されている。この半封建的・封建的土地所有という範疇規定は、氏等によると、①維新の変革が徳川封建制の妥協的解消・再編成によるものであるということから出発して、②地租の金納高率化・小作料の高率現物納、③維新変革以前の古い搾取関係のそれ以降への

「移行存続」ということによっていわれている。しかし、これらを根拠とする維新以降の土地所有の半封建的・封建的範疇規定は、封建的領有体制を基本的に打破することによってもたらされた維新以降の土地所有の範疇規定としては、正しい規定であるとはいえないものであった。つまり、このような維新以降の土地所有の範疇規定(把握)によっては、維新変革以降の農業生産の展開・農民層の分化・分解を——したがって農業生産における諸範疇の質的变化を正しく説明することはできなかった。ということは、氏等の維新以降の土地所有の範疇規定(把握)が、維新以降の農業生産過程の展開に則してなされていないところに、その基本的原因があるのではなからうか。つまり、氏等の維新以降の農業生産構造の把握は、維新以降の土地所有を先験的に半封建的・封建的土地所有とその規定された土地所有に規制される農業生産構造として農業の生産構造を把握している。しかし、体制としての封建制(封建的領有体制)が打破されて私的所有が、体制的に形成されたところにおける農業生産構造の把握をそこでの土地所有の把握からすることは誤りである。なぜなら、そこには、土地所有それ自体の力は、基本的に消滅しているからである。それならば、そういう段階における生産構造および諸範疇は、いかに把握されるべきであるか。それは、その段階における直接的生産者の労働の「仕方様式」——つまり、直接的生産者の労働が、どのように生産手段と結合して現実の生産において実現されるかによってなされなければならないのである。

ところで、封建的生産様式から資本制的生産様式の形成は、直線的に形成されるのではなくして、その間には、生産手段の小所有をもとにしての小生産様式の展開過程が横たわる。つまり、封建的生産様式は、封建的大土地所有に規定されての「小規模な個人的生産¹⁹⁾」の封建的社會体制内での連続的な展開過程において、そこでの直接的生産者が、緩慢にはあれ生産力を発展させ、そしてその生産力発展の成果をなんらかの形で自己のものとして除々に吸収・蓄積し、直接的生産者がそれをもって封建的諸制約から自からを解放する物質的基盤にして、その小規模な個人的生産を強固にしていくのである。この小規模な個人的生産を強固にする基盤は、直接的生産者の生産力を発展せしめる客体としての生産手段の直接的生産者による個人的所有である。この場合の生産手段の個人的所有の形態は、その生産規模(様式)に規制されて一般に小所有である。そして、かかる生産手段の個人的所有の条件が、社会的に形成される条件のもとではじめて封建的生産様式は崩壊する。かくして、小規模な

生産様式は、そこでの直接的生産者が、自から生産手段を所有することによって、歴史の発展過程に自からの足で存在することになる。ところで、このような生産様式に照応する農業における生産手段の基本は土地である。したがって、農業における小規模な生産様式が、自からの足で歴史の発展過程に存在するにはそこでの直接的生産者としての農民がその生産様式に照応する土地をまず所有しなければならない。ここに過渡的土地所有の問題が生ずるのである。しかし、第1節の野呂氏の後期の見解および山田氏・平野氏の見解は、維新以降の土地所有を先験的に半封建的・封建的土地所有と範疇的に規定することによって、維新以降における過渡的土地所有の問題を否定してしまっている。しかしながら、この過渡的土地所有の問題を否定することによって、封建的土地領有体制が基本的に打破され、体制としての資本主義が形成されたところの、維新以降の農業生産構造を正しく把握することはできなかつた。そこで、次に講座派農業理論（土地所有・地代論）を積極的に確立したといわれる、平野氏の『農業問題と土地変革』に収められている見解を検討することによって、その点を明らかにしていこう。

- 註 1) 山田盛太郎『——分析』, 205 頁。
 2) 山田同上書, 205~206 頁。
 3) 山田同上書, 207 頁。
 4), 5), 6), 7) 山田同上書, 206 頁。
 8) マルクス「経済学批判への序説」(マルクス・エンゲルス『全集』第13巻, 大月版), マルクス『ドイッチェ・イデオロギー』(マルクス・エンゲルス『選集』3, 新潮社版), マルクス『哲学の貧困』(マルクス・エンゲルス『選集』3, 新潮社版), マルクス『資本論』第3部第37章等等参照。
 9) 平野義太郎『——機構』, 23 頁。つまり、平野氏は、この点を次のように述べている。すなわち、維新以降の農民の商品生産は、「商品が国際市場を支配し、商業やマニュファクチュアが一定の発展段階に達し、たとえ直接的生産者がその生活資料の少なくとも大部分をみずから生産する点には変わりがないとはいえ、かれの生産物の一部を商品に転化し、商品として生産し、また、一定の資本制農業経営が農村に移入されてそこから生産物を資本制商品として生産するという——一定の生産諸力の発展なしになされ、したがって、生産様式は封建以来の小規模農業経営のままにのこされ、旧来の現物経済の自足完了的な小宇宙がなお依然として分散的

に独立して存在し、農家家内労働と農業との直接的結合がなおまだ固い紐帯の上に保存されていたのであるから、この金納租税への転化は、なお自然諸事情の不易性を似て反復せられるこのような生産行程での全形態を堪えないまでに衝撃しないではおこなかつた。」(平野同上書, 同頁)と。

- 10) 「明治維新の特質（この変革がいかに不徹底であったかということ）を決定したものは、すでに封建制下に達しえられる最高限に発展しきつた商業資本や、封建的土地領有を破壊的に蝕んだ高利貸資本も、産業資本へ転化する諸条件を欠いたため、産業資本が商業資本から独立してこれを従属せしめることになかつた結果、明治維新は全く新しいブルジョアの生産様式それ自身のために、旧社会・旧政治権力を清掃しつつして全き抵抗からブルジョア社会をつくる能力を欠いたことである。」(平野同上書, 5 頁。)とその理由を平野氏は述べている。
 11), 12), 13) 平野同上書, 45 頁。上点引用者。
 14) 平野同上書, 53~91 頁参照。
 15) 平野同上書, 52 頁。
 16) 平野同上書, 54 頁。
 17) 平野同上書, 34 頁。
 18) 平野同上書, 34 頁。
 19) 福富正美「講座派農業理論『人文学派』の民主主義革命論 [I]」(山口大学『山口経済学雑誌』第13巻第1号, 1957年)。山岡亮一・木原正雄編『封建社会の規本法則』, 1956年, 有斐閣。参照。

(IV) 平野氏「半封建地代論」

講座派農業理論は、維新以降の土地所有を半封建的・封建的土地所有と範疇的に規定して、維新以降の農業生産は、その土地所有を基軸とする半封建的・封建的零細農耕という視点で展開されていた。そこで、この維新以降の農業生産の基軸である半封建的・封建的土地所有にたいする見解を、これまでの行論からしていえば、それは、次の4つの理由によっていわれているといえる。

- ① 維新変革が、徳川封建制の妥協的解消・再編であったから、そこでの土地所有は半封建的・封建的土地所有である。
 ② 維新の変革は、地主・小作関係に手をつけず、維新以降にもその旧い関係が移行存続した。それは、維

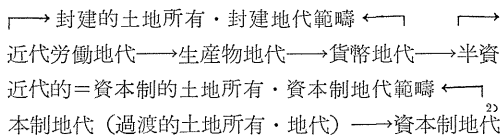
新以降の土地所有の封建的性格の存続を意味する。

- ③ 維新以降には、きわめて高率な地租と現物小作料とがあった。これは、そこでの土地所有が、半封建的・封建的土地所有であることによるものだ。
- ④ 維新以降の農業生産は、きわめて零細であり、その生産において利潤の一片だにも成立する余地がなかった。これは、維新以降に自由な農民的土地所有を中心とする過渡的土地所有形態が、成立していなかったことを意味するものである。かかる土地所有が、成立していないところの土地所有は、半封建的・封建的土地所有といわなければならない。

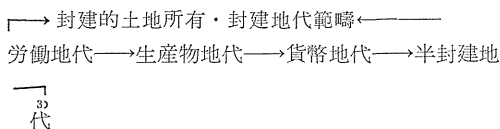
このように講座派における半封建的・封建的土地所有の範疇規定は、きわめて内容のないものである。つまり、①・②は、維新変革の政治過程からする半封建的・封建的土地所有の規定であり、③は、本来的に土地所有の経済的実現形態である地代形態による規定である。そして、④は、維新以降の過渡的土地所有の成立を否定することによる、半封建的・封建的土地所有の規定であり、いわば間接的規定である。これらの点の①・②・③については、これまでの行論において検討・批判してきた。しかし、④の過渡的土地所有の否定については——つまり、いかなる理由によって維新以降における過渡的土地所有の成立を否定するのか、という点についてはふれることがなかった。そこで、ここでは、半封建的・封建的土地所有＝半封建地代について積極的に理論を展開し、講座派土地所有論を明瞭にならしめたといわれる、平野氏の昭和10年代の見解を検討することによって、その点を明らかにしていこう。

平野氏によると、地代範疇は、封建地代範疇と資本制地代範疇の二つの範疇しかない。この封建地代範疇からの地代の発展は、世界史的にみれば次のような「正則的」な発展と「変則的」な発展の二つの類型がある、と次のように氏は主張する⁹⁾。

a) 正則的發展



b) 変則的發展



この地代の発展が、正則的發展であるか変則的發展であるかどうかの基準は、平野氏によると「農業における完全なブルジョア民主主義革命」を通してのみ封建制が打破されるかそうでないかによるのである⁹⁾。例えば、イギリス・フランスのようにブルジョア革命が、完全な形で行なわれたところでは、正則的に地代の発展をし、ロシア・日本のように封建制の解体が、徹底して行なわれずむしろ封建制の妥協的解消・再編成の形で行なわれたものとみなされるところでは、地代の変則的な発展をとる⁹⁾、と氏はいわれるのである。それならば、どうして地代の発展が、ブルジョア民主主義革命のいかんを通して正則的發展と変則的發展といえるのか。まず正則的發展についてみれば、正則的發展が、古典的・典型的に行なわれた国としてフランスに焦点をあわせて、氏は、それを次のように論述している。

「農業におけるブルジョア民主主義的変革の典型は、フランス大革命で古典的に示される⁹⁾。」フランス大革命は、「封建的所有を蕩滅・粉碎して自由・均等な小土地所有をつくり出した⁷⁾」、それゆえに、「フランス大革命の農民についてのみ、その農民を自由独立的な小農、その小土地所有を語の完き意味で、『人格的独立の発達上の基礎となり、農業それ自身の発達、繁栄についても必要な経過点となる』ところの『自作農民による自由土地所有』と規定することができる⁸⁾。」したがって、「フランス大革命によってのみ、土地所有の近代的形態もが可能にされたのである⁹⁾。」と。ところで、フランス革命によって創出された土地所有は、自由な小土地所有・いわゆる分割地農的土地所有である。その限りでは、それは、かならずしも資本の論理に従属する近代的・資本的土地所有ではなかった。にもかかわらず、そこでの土地所有が、近代的・資本制的土地所有範疇に属するといえるのはいかなる理由によるのか。それは、平野氏によるとこの細分化された小土地所有は、将来において資本制の大土地所有として「再び集中」される運命にある土地所有であるからということによる¹⁰⁾。

ここにみられるように、平野氏は、フランス革命後の小土地所有（分割地農的土地所有・過渡的土地所有）を近代的・資本制的土地所有範疇と規定している。ここでその理由は、氏によると①「農業における完全なブルジョア民主主義的変革」があったからであり、②将来において資本制的土地所有として「再び集中」される運命にある土地所有であったからであるということである。

ところで、かかる氏の分割地農的土地所有・過渡的土地所有の把握は、完全に誤っていた。まず、氏のその把握の④の点についていえば、自由な小土地所有は、封建的生産様式のもとにある農民が、封建的土地領有体制のもとでの個人的小規模生産の展開を通して、農業における基本的生産諸手段である土地を私的に所有することによってもたらされるものである（前項Ⅲ参照）。かかる点において、マルクスも『資本論』第3部第47章「資本制地代の発生史」において、過渡的土地所有を論述しているのであり¹⁴⁾、「農業におけるブルジョア民主主義的変革」が、自由な小土地所有と過渡的土地所有を創出するとはしていないのである。そして⑤の点についていえば、平野氏のこの論述は論理の転倒である。つまり、資本制的農業生産は、かかる自由な小土地所有をもとに営まれる小規模な農業生産の不断の展開を通して形成されるものであり、それゆえに、一定の国において自由な小土地所有が形成されてそれが将来において（結果において）資本制的土地所有になったかどうかによって、その土地所有を資本制的土地所有であるかそうでないかという主張は誤りである。事実において、氏のいうフランスにも革命後、一方ではきわめて部分的に資本制的農業生産が形成されながら、他方には分割地農民による農業生産が現在までもかなり広汎に存続しているのである。

次に平野氏の地代の発展の変則的發展についてであるが、これは、前の地代発展式の封建地代からの半封建地代の形成ということであり、それは、地代の正則的發展が、「完全なブルジョア民主主義的変革」によってもたらされたのにたいし、封建制の「妥協的解消」ということによってもたらされるといわれる。ところで、この封建制の「妥協的解消」については、これまでも度々出てきているけれども、その内容は、氏によるとフランス・イギリスのブルジョア革命がないということ、それゆえ「封建的な土地所有関係が一挙に清算されず、妥協的に、資本主義に順応¹²⁾」していくということである。そこでこの点と関連して、氏の半封建的土地所有・半封建地代範疇をみれば、それは以下のようなものである。

封建制の妥協的解消による封建的土地所有の順応とは、平野氏によるとその土地所有の「資本主義的全生産関係の不可分の構成部分¹³⁾」としての順応である。つまり、封建制の妥協的解消によって資本主義が発展する国における、その発展は停滞的である。この停滞的な発展のために、その資本主義は、半農奴制の大土地所有を利用しながら——つまり、農奴による封建的

諸制限の買戻し金や地主の共同地の収奪によって資本の本源的蓄積とする¹⁴⁾。そのために、農民は、高利貸資本・商人資本に従属化するようになる¹⁵⁾。このことは、封建的社会体制——農奴制度・封建的身分制・土地売買の禁止等々——の解体によってもたらされることを意味し¹⁶⁾、それゆえ、そこでの社会構成体は、「資本生産様式が支配的定則となり貨幣経済と商品流通とが農村経済¹⁷⁾」をとらえることになる。かかる封建的土地所有と資本主義が、密接不可分に結びついている社会構成体における土地所有の形態が半封建的土地所有であり、その経済的実現形態が半封建地代である¹⁸⁾。それゆえ、半封建地代の特徴は、「それが資本の本源的蓄積の源泉となり、地主制と内部的に組み合わせられている商業＝高利貸資本や独占資本財閥の上に築かれた資本主義の性質を特質づける資本主義全生産関係の不可分の構成成分たる半封建的土地所有の自己実現たる意義において、機構的特徴を荷なっていることである¹⁹⁾」。そして、かかる資本主義は、農業生産からすべての剰余価値を収奪してしまい、農業における資本主義の発展を妨げ、「したがって半封建的土地所有の極性はブルジョア的には解決されない²⁰⁾」ことになり、半封建地代は、先の地代発展の方式のように固定化されてしまうのである。

これが平野氏の地代の変則的發展にかんする論述の骨子である。つまり、ここで氏は、半封建的土地所有を資本主義体制の不可分の構成部分として主張しているのである。その論述は封建的社会構成体の解体による生産手段の私的所有の成立をもとにしての、直接的生産者である農民の農業生産における剰余の成立の困難さとその困難さによる農民の高利貸化・商人化せる地主への従属の、必然性としていわれているのである。しかし、このことは、半封建的・封建的土地所有による関係であるといえることなのであろうか。

というのは、氏のいう地代の正則的發展における、封建制の解体から生ずる小土地所有（過渡的土地所有）のもとでの農業生産においても、そこでの農民（分割地農民）は、農業生産での、「本来的費用」+「自己労賃部分」= $C + V$ を基準として——この場合の V 部分は、しばしば農民の肉体的最低限まで下りうるものである——生産をしているといえるからである。そのために、かかる農民のもとには、その土地所有をもとにしての生産の小規模性により、生産は危弱であり、剰余の成立することはきわめて困難である。ここにかかる農民が、高利貸・商人資本に従属する必然性があるのである。とすれば、

氏のいうように体制的に資本主義化している社会構成体の土地所有——そこでの封建制の解体形態が、例えばフランス・イギリスと異なっていると看做しても、その解体形態の相異によって半封建的土地所有と規定する理由はないといえるのではなからうか。もっとも、氏には、次のような地代範疇論を根拠としていっているのであろうが、それは、誤りである。つまり、それは野呂氏の後期の見解の検討においてすでにふれたように、直接的生産者と土地所有者が直接対立する関係いかんによって、地代は範疇的に規定されるということである。しかし、かかる地代範疇論は、野呂氏の見解の検討において明らかにしたように誤りであったのである。

したがって、平野氏の過渡的土地所有否定論は、誤っていたのである。つまり、封建制の解体から、体制としての資本制の成立・発展過程の究明において、過渡的土地所有を否定しては、その移行・展開は事実においても理論的にも解けないのである。

- 註 1) 平野義太郎「過小農民による地代」(『農業問題と土地変革』所収, 87頁, 1948年, 日本評論社)。
- 2), 3) 平野同上論文(同上書所収, 87頁, 92頁, 94頁)。
- 4) 平野「近代的土地所有形態成立の条件」(平野同上書所収, 7頁)。
- 5) 平野同上 1) の論文, 「半封建地代論」(平野同上書収) 参照。
- 6), 7), 8), 9) 平野同上 4) の論文(平野同上書収, 9頁)。上点引用者。
- 10) 平野同上 4) の論文(平野同上書収, 10頁)。
- 11) つまり、マルクスは、『資本論』第3部第47章において、封建社会における直接的生産者である封建的農民がそこでの社会的生産力の展開にともなう地代形態の展開によって、「貨幣地代は、一そう発展すれば、——あらゆる中間諸形態、たとえば小農の借地農業者のそれを度外視すれば、——土地を自由な農民所有に転化させるか、さもなければ、資本制的生産様式上の形態、資本制的借地農業者が支払う地代、とならざるをえない。」つまり、封建的な農民は「金を払って自分の地代支払金を免れて、自分の耕作地の完全所有権をもつ独立農民に転化するにいたる。」(『資本論』第3部, 1124~1125頁)と指摘しているのである。
- 12) 平野同上 4) 論文(平野同上書所収, 18頁)。

13), 14), 15), 16), 17), 18) 平野「半封建地代」(平野同上書所収, 68~69頁)。上点引用者。

19), 20) 平野 同上 論文(平野 同上 書所収, 70頁)。上点引用者。

第3節 過渡的土地所有と地主制

——私見の展開——

私は、第1節・第2節で旧講座派の代表的な論者である野呂氏・山田氏・平野氏の維新以降の農業生産構造把握についての見解を、そこでの「農民層分解と地代範疇」というところに焦点を合わせて、氏等の代表的な論文・論著によって検討・批判してきた。この検討・批判からいえることは、氏等は、維新以降の土地所有を半封建的・封建的土地所有と規定し、そこでの農業生産はこの土地所有に規定される半封建的・封建的零細な農業生産と把握していたということである。しかし、このような氏等の維新以降の農業生産展開の把握からは、維新の変革によって体制的に資本主義がもたらされたといわれる、わが国の資本主義の展開における農業生産構造は正しく把握することはできなかった。そこで、これまでの氏等の見解の検討・批判において、私は、維新以降の農業生産構造を正しく把握するには、封建的領有的大土地所有のもとでの農業生産の個人的小規模生産の、その連続的な展開・発展を通しての、そこでの直接的生産者である農民の生産手段——基本的には土地——の私的所有の形成・発展の路線を踏まえることの必要性——つまり、氏等が否定している過渡的土地所有把握の必要性——を強調してきた。

ところで、氏等のこの過渡的土地所有否定論は、その検討・批判においてみられるように、基本的に ① フランス革命およびそれによって創出されたフランスにおける分割地農的土地所有(過渡的土地所有)をあまりにもバラ色視すること、と ② 過渡的土地所有形態には、分割地農的土地所有形態のみならず数形態の土地所有があるにもかかわらず、分割地農的土地所有形態のみをもって、あたかも過渡的土地所有のすべてであるかのごとく考えることによって展開されている。しかし、このように過渡的土地所有を否定するのは、基本的に誤りであったのである。つまり、前記の ① のブルジョア革命は、封建領主対封建的農民という階級関係を基軸とする封建的社会構成体の連続的な展開の過程において形成される、諸階級・諸階層(封建的寄生地主・富裕農・水呑農民層、高利貸業者・商人、手工業者等等)の自由な経済活動の展開を根底において制約している、封建的土地領

有体制の打破としてもたらされるものである。それゆえ、ブルジョア革命は、これら諸階級・諸階層の自由な経済的活動の諸条件をつくりだすことを本来の課題とするものである。したがって、ブルジョア革命の本来的課題は、封建的土地領有体制の打破による、自由な私的所有の体制的な確立ということにおかれるのである⁷⁾。その限り、ブルジョア革命は、かならずしも土地の均一・均質な私的所有の確立を本来的課題とするものではないのである⁸⁾。したがって、封建制の解体後において、均一・均質な私的土地所有が、形成されていないからといって、そこでの土地所有を半封建的・封建的土地所有と規定する根拠とはならないのである。そして、分割地農的土地所有は、すでにふれてきたように本来的にC+V水準を基軸として生産が営まれるところでの土地所有形態であり、その限りその土地所有によって営まれる生産・分割地農経営は、多くの人によって指摘されているように、それのおかれた歴史的・社会的条件によって発展的側面と停滞的側面の二側面を有するものである。しかし、氏等は、この二側面の発展的な側面のみ視点に向けて分割地農的土地所有を考察・把握したのである。前記の②については、近代社会における過渡的土地所有は、封建的所有体制からの直接的生産者の労働力と生産手段の私的所有体制の形成・確立において、諸範疇が完全に自立的にまだ展開しえないところでの土地所有である。その限り歴史・具体的にそこには、きわめて多様性をもった土地所有形態が存在する⁹⁾。したがって、過渡的土地所有形態を歴史・具体的に分割地農的土地所有形態のみに限定して考察するのは、過渡的土地所有の正しい考察とはいえないのである。その意味において、私は、維新以降の土地所有は、過渡的土地所有形態の多様性をもった土地所有の相互関連的に考察することによって、正しく把握されるのではないかと考えるので、次にその点を深めていきたいと思う。

そもそも過渡的土地所有形態は、資本主義社会の経済的基礎範疇を類推的に適用していえば、労賃・利潤・地代範疇の自立化がまだ形成されていないところでの、私的所有の体制的な形成過程と確立のもとにおける生産を通して把握されるものである¹⁰⁾。ということは、その形態は生産における主体としての労働力、客体としての生産諸手段(土地・資本)が、完全に資本体制的に三分割されていないことを示すものであり、いわばそれらの所有が、未分割のまま生産が営まれている段階(状態)での土地所有のことである。それゆえ、かかる労働力と生産諸手段(土地・資本)の結合に応じて、そこには、多様な生産・経営形態が社会的に存在するのである。こ

こに、過渡的土地所有形態の多様性をいうことができるのである。

ところで、先にもふれたように近代社会におけるこの過渡的土地所有は、封建的土地領有体制のもとにおける農業生産の個人的小規模生産での、労働力と生産諸手段の自由な私的所有の形成・確立過程における生産を通してもたらされるものである。それゆえ、そこでの農業生産は、農業生産の基本的な生産手段である土地の事実上の私的小所有をもとにする小規模農業生産——典型的には分割地農経営——を基軸として営まれることになる。したがって、かかる小規模生産・分割地農経営は、労働力と生産手段の直接的生産者による三位一体的な所有において営まれることになる。このような所有にもとづく経営の性格からして、この経営は、基本的にC+V水準を再生産での条件としながら生産を連続的に営むことになる。しかし、社会的総生産過程の展開は、常に連続的な拡大再生産として営まれる。したがって、この小規模農業生産・分割地農経営が、再生産過程においてかつてのC+V水準をもたらず経営規模・生産様式(方法)で生産を続ける限り、その経営は社会的再生産過程から必然的に脱落せざるをえなくなる。したがって、この経営が、社会的再生産の連続的な拡大再生産過程において、自からの経営を再生産していくには、社会的再生産過程の展開に応じて自からの再生産基盤の改善・拡大を要求される。ところで、この経営は、C+Vを基準として生産が営まれる限り、そこには、剰余の成立する余地はなく、それゆえその経営の生産基盤を改善・拡大するための物質的基礎の形成される必然性は見いだせないことになる。そこで、かかる経営の農民は、C+V水準におけるV部分を低めることによって自からの経営改善・拡大の基礎として、社会的再生産過程に自から対処するか、あるいはこの経営はC+V水準による経営の脆弱さという点において社会的信用を受けることが困難であるために、高利貸資本に従属するか土地の小借地等によって再生産を営まざるをえなくなる。このように三位一体的な所有にもとづく農民経営が、高利貸資本に従属する過程において、この高利貸資本は、農民から土地を中心とする生産手段を高利貸的に収奪する、そして、農民は高利貸資本に従属し自からの再生産基盤の物質的基礎を縮少せざるをえなくなる¹¹⁾。そこで、このような小規模生産様式の段階において、高利貸資本が、農民から高利貸的に収奪した土地およびその他の生産手段を経済的に実現するという事実と農民の社会的な再生産過程への自からの再生産として地主経営・分益農経営あるいは小借地経営等が社会的にもたらされるようにな

る。

このように、封建的土地領有体制のもとでの個人的小規模農業生産での自立化の形成・確立における、高利貸的収奪関係の展開においてもたらされる土地所有の諸形態が、過渡的土地所有なのであり、それゆえに、資本主義社会での経済的基礎三範疇は自立化せず未分離なのである。したがって、そこでの剰余価値は、正常的、通例的形態としてあらわれず、そこでの剰余価値は、資本主義社会の経済的基礎範疇を犠牲的に適用していえば、労賃+利潤+地代、利潤+地代、労賃+利潤等等として混合的にあらわれるのである⁶⁾。以上の論述は、分割地農経営の推象的・理論的な考察をもとにしての過渡的土地所有諸形態の相互関連における一般的な把握である。

ところで、歴史・具体的な分割地農経営は、次のような生産諸条件のもとにおいて営まれる生産である。つまり、私は、分割地農経営における基本的生産手段である土地条件の差（豊度差・面積差）を中心とする生産諸条件の差を捨象することによってこれまで論述してきたのである。しかし、歴史・具体的には、労働力構成・（擬制的な意味での）資本構成および土地条件の均質・均一な分割地農経営というのは存在しえないのである。例えば、労働力構成・資本構成が同一だとしても、本来的に自然物である土地はきわめて多種多様な質をもったものとして存在する。そこで同じ分割地農経営といってもこの個別経営の生産諸条件の差によって、他の分割地農経営よりも有利に経営を営むことのできる個別経営が、歴史・具体的には存在することになる⁷⁾。それゆえ、この有利な分割地農経営における個別経営は、商品生産にまき込まれるにつれてその有利性を現実的に発揮することになる。というのは、農産物の価値実現は、私的所有をもとにしての商品生産社会においては最劣等生産条件での生産物の価値を基準としてなされ、市場では商品は一物一価の原則のもとに販売されるからである。したがって、この生産条件の現実的な差をもとにしての再生産の展開において、分割地農民の分化・分解が展開するようになるのである。つまり、有利な生産条件における分割地農経営が、社会的拡大再生産に自から対処する物質基礎をその経済の有利さから獲得することによって、それを自己の経営の改善・拡大に利用して上昇する経営、あるいは自からの経営の改善・拡大に向かうことなく経営の有利性によって獲得された成果物を高利貸的に機能させて他の農民経営に吸着して土地の集積・集中に向かう農民層の発生が、分割地農経営における農民層の分化・分解の上昇的形態である。そして、かかる上昇的展開のできない農民層は、生産手段を縮小しながら下降的に分

化・分解するようになる。このように、上昇的にも下降的にも経営が展開することのない農民経営は、社会的再生産過程に以前として C+V 水準をもって自からを再生産していくことになる。これが、分割地農経営の社会的総生産過程における展開の方向である。すなわち、歴史・具体的な分割地農経営は、生産の社会的再生産過程に対応しながら常にこのような上昇的・下降的・静滞的な展開の三方向をもって内部流動的に交錯しながら存在するのである。

ところで、形成・確立期の分割地農経営における農民の労働は、本来的農業生産のみならずその補足をなす農村家内工業および共同地利用をもって完結するものといわれる。つまり、そこでの農民は、[本来的農耕+共同地利用+農村家内工業]での労働の成果を獲得することによって自己を社会的に再生産していくのである。ところが、私的所有の体制的な形成・確立をもとにしての、分割地農経営の成立は、同時に分割地農経営からの共同地利用の崩壊、農村家内工業の分離過程でもある⁸⁾。そこで分割地農経営における農民は、共同地利用の崩壊・家内工業の分離の進展につれて本来的農業生産においてのみ自からの再生産の物質的基盤を獲得しなければならなくなる。それゆえ、分割地農民が、農業生産をもとにして自からの再生産を続ける限り、農業生産における生産手段にたいする改善・拡大は必然的に強化せざるをえなくなる。なぜなら、そこでの農民は、本来的農業生産のみにおいて自からの C+V 水準を獲得しなければならなくなったのであり、それだけかかっての [本来的農耕+共同地利用+農村家内工業]における本来的農耕での生産力の高まりがなければ自から再生産できなくなるからである。この本来的農業生産における生産力の展開・発展の物質的基礎は、生産諸手段の改善・拡大であり、その基本的な生産手段は農業生産においては土地の拡大である。ことにそこでの労働体系的技術の発展がない限り、土地の拡大が第一義的条件になる。かかる生産条件の改善・拡大の展開過程において、C+V 水準をもって再生産を展開している分割地農民の大部分は、高利貸資本に従属するようになる。かくして、先にふれた高利貸資本は、農民から土地およびその他の生産手段を収奪し、その収奪した土地およびその他の生産手段を経済的に利用するという点において地主経営・分益農経営・小借地農経営・わが国における小作経営等が成立するのである。ところで、分割地農経営は、先にもふれてきたようにその成立は同時にその経営の上昇的・静滞的・下降的展開を流動的に含むものであるから、したがって、歴史・具体的には、分割地農経営の成立は同時に地主経営・

分益農経営・小借地農経営等等が存在するものといえる。それゆえ、封建的土地領有体制が解体し、私的所有が体制的に形成確立・展開せる段階においては、きわめて多様な農業経営形態が——それゆえ、多様な土地所有形態が、歴史・具体的には社会的に存在するといえるのである。例えば、イギリスにおける独立自営農民（ヨーマンリー）の形成は、同時に分益農経営・資本制的借地農経営の成立でもあったのであり、フランスにおいては、フランスの分割地農の成立は同時に分益農（メテアー）の成立でもあり、ロシアにおける農民経営の成立は、同時に雇役経営・資本制的借地農経営の成立でもあったのである⁹⁾。そして、わが国においても維新以降における自作農の成立は、地主手作経営・豪農経営・小作農経営も同時に成立しているのである。

したがって、わが国の農業生産の展開は、このように過渡的土地所有を把握することによって、基本的に考察されるべきであろう。つまり、それは、過渡的土地所有の独自の論理を明らかにし、そしてその歴史的・社会的条件の相異による変遷として、具体的には、考察されなければならない。その点を山田氏の「零細農耕の論理」を検討することによって、次にふれてみよう。

註 1) レーニン「戦術にかんする手紙」『全集』第24巻・上山春平『歴史分析の方法』、1962年、三一書房・飯沼二郎『地主王政の構造』、1964年、未来社等々を参照。

2) 土地の均一・均質的な農民への分割は、社会主義革命においてはじめて現実化されるのであって、それをブルジョア革命においていうのは、ブルジョア革命をバラ色にえがくものでもない。つまり、ブルジョア革命にそのような土地の分割は、期待できないのである。

3) このような土地所有の多様性については、福富正美「階級社会への移行の一般的法則と多様性の問題（I）」（山口大学『山口経済学雑誌』第11巻第1号、1961年。）・同氏「講座派農業理論と『人文学派』の民主主義革命論〔I〕」・同名論文「〔II〕」（山口大学『山口経済学雑誌』第13巻第1号・第2号、1962年。）等を参照。

4) 拙稿「過渡的地代の理論的把握について」（『茨城大農学術報告』No. 13、1965年。）参照。

5) 「高利資本は、……生産様式を変化させることなしに直接的生産者のすべての剰余労働を取得するのであり、労働諸条件にたいする生産者の所有または占有——およびこれに照応する個々別々の小生産——を本質的前提とするので

あり、高利な貨幣財産を集中するが、生産手段は分散したままである。高利は生産様式を変化させないで、寄生虫としてこれに吸いつき、これを悲惨なものたらしめる。高利な生産様式を吸いとり、これを衰弱させ、ますます衰れた条件のもとで再生産の進行を余儀なくさせる。」、マルクス『資本論』第3部、840～841頁。上点引用者。

6) マルクス『資本論』第3部第47章第5節参照。つまり、マルクスは、ここで過渡的土地所有においては、剰余価値が一般的通例的な形態としてあらわれえないということを指摘している。

7) 田代隆『小農経済論』、1963年、校倉書房参照。

8) このような土地所有を崩壊させる原因は、体制的な私的所有の展開にとまらぬ、この「土地所有の正常的補足をなす農村的家内工業の絶滅。……共同所有地——これはどこでも分割地経営の第二の補足をなし、またこれのみが分割地経営に家畜の飼養を可能ならしめる——の、大土地所有者による横奪。」（マルクス『資本論』第3部、1136～1137頁。）と、マルクスは指摘している。

9) 例えば、イギリスについて、マルクスは次のようにいっている。「借地農業者の創生記については、……それを手探りしうるだけである、というわけは、それは多くの世紀にまたがる緩慢な過程だからである。……イギリスでは、借地農業者の最初の形態は、それ自身農奴たるベイリフ……であった。……借地農業者の状態は農民のそれとあまり違わない。より多くの賃労働を搾取するだけである。彼はやがて、半借地農業者たるメティエ〔分益農〕となった。……十五世紀中、独立の農民、および、賃労働のかたわら同時に自作もする農僕が自分の労働によって自らを富ませていた間は、借地農業者の境遇やその生産場面は依然として同じように平凡なものであった。」（『資本論』第1部、1132～1133頁）と。上点原訳のまま。フランスについては、高橋幸八郎『近代社会成立史論』、1947年、日本評論社、同氏著『市民革命の構造』、1957年、参照。ロシアについては、レーニン『全集』第3巻・『全集』第13巻（いずれも大月書店版）参照。なお、ロシアについて、過渡

的土地所有範疇をもって研究した日南田 静真『ロシア農政史研究』をみられたい。

第4節 山田氏「零細農耕の論理」と農民層分解

前前節で検討したように、山田氏の『——分析』での明治維新以降の農業生産構造把握にかんする見解は、維新以降の土地所有の「圧倒的優位」・強さをその把握の基調とする、半封建的・封建的土地所有にもとづく半封建的・封建的零細農耕の形成・確立として論究されていた。ところで氏は、農地改革を契機とする戦後の農業生産構造を把握するには、その改革がもたらされた歴史的・段階的必然性の把握を通してその改革を正しく把握し、それ以降の農業生産構造の展開を明らかにしなければならないと指摘した¹⁴⁾。

つまり、農地改革後の、農業生産構造は、改革前の農業生産の「基砥」をなしたと、氏がいう「地主制（土地所有）の論理」の、「その根源において再編成」された上に形成された「零細農耕制の論理」にもとづく農業生産として、基本的に把握しなければならないと指摘したのである¹⁵⁾。そこで、氏は、かかる視点において改革前後の農業生産構造を把握するには、維新以降の農業生産力発展の構造的・段階的特質を分析することによってはたさなければならないと強調され、そして、「日本農業における生産力発展の史的段階としては、大約的には、次の三段階を区分することができる¹⁶⁾。」といわれる。すなわち、その第一段階は、「徳川幕藩制期の純粋封建的土地所有組織下における農業生産力の段階¹⁷⁾」、その第二段階は、「維新时期＝地租改正基準で成立する半封建的・地主的土地所有下における農業生産力構造の段階¹⁸⁾」、その第三の段階は、「戦後、農地改革による地主的土地所有の、その根底における解体以降、展開しつつある農業生産力の段階¹⁹⁾」である。そこで維新以降の農業生産力発展構造を分析する「重要なポイント²⁰⁾」になるのは、次の二点である。その第一点は、維新の変革によって体制的に成立してくる「半封建的・地主的土地所有」による、「新たに全国的な地帯構成の農業生産力構造として再編されてくるその再編過程²¹⁾」、つまり、「土地所有の圧倒的優位」＝「半封建的土地所有」のもとにおける農業生産力発展構造・零細農耕の段階的展開構造である。その第二点は、この零細農耕の段階的展開線上における、「農地改革による地主的土地所有の解体基盤での所有構造、並びに生産再編〔展開と限界²²⁾〕」での農業生産力構造——零細農耕の展開である。

そこで、山田氏は、この第一点での農業生産力発展構

造をそこでの土地所有と零細農耕の対抗的展開において把握し、「農地改革の歴史的意義」において、次のように論述する。すなわち、① 明治41年迄は「維新変革によって創出された半封建的土地所有が、徳川封建社会の零細農耕を掌握し農民層を土地所有規模を中心として両極に分化・分解せしめながら、自らの土地所有を体制的に確立してきた構造である。② かかる土地所有と零細農耕の対抗的展開は、農地改革まで基本的につらぬく線であるが、明治41年以降ほぼ昭和16年（太平洋勃発直前）までは、①の期の土地所有に抗しながら、零細農耕が支配的に展開し、経営規模的に中間層・中堅層が増大する構造である。③それ以降は、この中間層・中堅層さえも「漸減傾向」をとりながら一般的に崩落する構造であり、そしてその線上において農地改革に結びつく構造である²³⁾。すなわち、具体的な氏の指摘によれば、維新以降からの農地改革との関連における農業生産発展構造は、① 期の8反～1町5反耕作農の中間戸数の漸減と1町5反以上耕作農および8反未満耕作農、いわゆる上層と下層の漸増の両極分解傾向、② の期の5町以上耕作、3～5町歩耕作農家と反未満耕作農家の間断なき減少にたいする、1～2町歩耕作農家の間断なき増加の中間層・中堅層の増大傾向、③ の期のこれら中間層・中堅層さえも全体的に減少する傾向として、基本的に展開してきたのである²⁴⁾。このような氏の中間層・中堅層＝「零細農耕の論理」の展開は、次に指摘されるような点の展開を背景とするものとして指摘されているのである。その第1点は維新以降の「農法再編の方向」＝農業技術の展開である。つまり、明治大正期の農業技術は、品種改良施肥集約化、長床犁からの短床犁への転化、乾田農耕と耕地整理の結合等による反当収量の増加としての生産力展開を通して、発展してきたのである²⁵⁾。その第2点は、明治期の産業資本確立過程を通しての農工業の分離、それともなう年雇労力の賃労働化による「地主手作＝豪農経営の分解²⁶⁾」である。つまり、手作地主・豪農・中堅上層経営の製糸における、「農業——養蚕〔雇人労力〕兼業製糸〔家人工女、雇人工女〕——賃挽を擁する形²⁷⁾」、織物における「農業——家内工業、賃織を擁する形²⁸⁾」、製糸における器械化・織物における力織機化、の発展による、これらの経営からの工業部門の分離、年雇労力の賃労働化による減少により²⁹⁾、地主手作・豪農経営の分解によつての、地主・豪農の金融業者・土産的な醸造業者化——「老大な小作農民層の成立³⁰⁾」を通して中間層は形成されてくる。その第3点は、農民闘争・小作争議を通しての小作農経営の経営基盤の強化である³¹⁾。これら3点の展開において、零細農耕は、形

成され、それは、地主的土地所有に対抗しながら明治 40 年以降支配的に展開することになったのである。

以上が、山田氏の戦前段階における「零細農耕の論理」の大略であると思われる。しかし、この氏の見解は、維新以降における農業の小商品生産の進展という観点が基本的にかけていると考えられる。というのは、農民層の分化・分解は、基本的にいって、多かれ少なかれ農業における商品生産の展開を基軸に行なわれるものである。そこで、農民層の分化・分解は、農業生産のかかる展開過程において、農家が、農業の再生産過程で、いかにその再生産費を償い、かつそれ以上の剰余を獲得する可能性があるのか無いのかという内的なメカニズムの追求を必要とする。換言すれば、このことは、農家が、自己の生産物を、費用価格（C+V）水準を基準にして、どう実現し、あるいはそれ以上の剰余をいかに獲得するかあるいは獲得できないかということである。ところで、氏の見解からは、戦前におけるわが国の農業の再生産の展開についての、一般的な傾向をつかむことはできても、「零細農耕」独自の、いわゆる「零細農耕」の内在的展開過程での農民層の分化・分解の必然性という点が、明らかにされないのではなかろうか。そして、中間層・中堅層の漸増といっても、どうして農家層が、この中間層・中堅層に集中するという内在的必然性もすっきりしないのではなかろうか。このことは、前に指摘してきた氏の過渡的土地所有否定論に由来するのではなかろうか。

この山田氏の論述は、つまり、先の維新以降農業生産展開の地主的土地所有にたいする零細農耕の対抗的展開は、維新以降の土地所有の過渡的土地所有の展開を軸とする、農業生産の次のような構造的展開としていわれるのではなかろうか。すなわち、それは、山田氏が、戦前段階の農業生産力展開構造について先に指摘された3点を基本的につらぬく論理の、農民層分化・分解との関連での把握の問題である。それは、維新の変革によって、私的土地所有＝過渡的土地所有の体制的確立による農業生産力構造の成立ということの意味するものであろう。つまり、それは、維新以降の工業部門における資本主義の展開・発展に照応する、直接的生産者である農民からの、共同地の取奪・家内工業の分離による高利貸地主への農民の従属を背景としての、農業経営とマニファクチュア的工業の結合による地主手作・豪農経営の成立・展開とそれをとりまく農業経営（小作経営・自作経営等々の零細経営）の展開が、明治 41 年までの農業生産の展開であるといえるということである。かかる農民からの共同地の取奪・家内工業の分離が、農民の労働力の、本

来的な農業生産を中心とする燃焼を必然化し、そこでの農業生産の展開が、反当収量を増加せしめる農業技術（品種改良施肥集約化、長床犁→短床犁への転化、乾田馬耕、耕地整理）を発展せしめたといえるのではなかろうか。したがって、維新の変革による地租改正を契機とする農民の商品生産者化、共同地の取奪・家内工業の分離による農民層の分化・分解の展開——地主小作関係の展開、地主手作・豪農経営の形成——のうちに、かかる農業技術の発展が、体制としての資本主義の発展に照応しながらもたらされ、そして、農工分離による本来的農業生産に立脚する小規模農業生産の成立が、氏のいわれる明治 41 年以降の中間層・中堅層＝零細農耕を支配的にもたらしたのではなかろうか。ということは、農民が第3節でふれた[本来的農業+共同地の利用+家内工業]として自己の労働を完結せしめて、これまで自己の再生産の基盤——いわゆる C+V を獲得していたのが、本来的農業を中心として C+V を獲得することになってきたことを示すものであろう。ところで、官庁統計をもとにしてわが国の農業の骨髄としての自作中堅層の吟味をすることによって、山田氏は、中間層・中堅層＝零細農耕の脆弱さを次のように指摘する。つまり、わが国の農家水準一般よりもはるかに耕作規模が大きく、小作料を支払わないにもかかわらず、農業所得だけで生計が可能になったのは昭和 12 年（太平洋戦争）に入ってからである¹⁸⁾。そして、その農業経営を基本的に基底する農業用財産構成中の、家畜・農機具価格の土地価格にたいする比率は、1.5%・2.5%であり、わが国の農業における土地価格の重さと家畜・農機具の貧しさを如実に物語るものである¹⁹⁾。かかる自作中堅層であってさえもその生産の基礎は、鞏固なものとはいえず、「そこに自作中堅層分解の起点²⁰⁾」があったのである。そこで、氏はこの自作中堅層の分化・分解を農地の売買から次のように指摘する。この農地売買は、明治 32 年～大正 5 年に「最も顕著」にあらわれ、農地の売却超過による自作農の耕地の縮少→小作農家・プロレタリア化という下降分化・分解として、自作農は分化・分解していった。そして、昭和 8 年～10 年にも、自作農の農地売却は、購入を超過しているが、自作農創設により自小作・小作農の農地購入が売却より多くなり、かかる自小作・小作農の進展を通して、中間層・中堅層の展開がこの期に形成されてくる²¹⁾。しかし、その「根底を貫くものは、…固有の自作中堅層地帯の漸次的分解の基本傾向の定在²²⁾」である。それゆえに、昭和 16 年以降は、太平洋戦争による「農業労働力の剝奪」・「農業用資材の褫奪²³⁾」により、これら中堅層も一般的に漸減するのである。このよ

うな維新以降の中間層・中堅層＝零細農耕展開の危弱さが、わが国における過渡的土地所有の範疇の成立をいうことのできない根拠であるとして、氏は、維新以降における過渡的土地所有範疇を否定するのである²⁴⁾。

しかし、そもそも封建的土地所有の緩和・解消によって創り出される過渡的土地所有は、理論的には、三範疇の未確立のもとにおける土地所有であり、それゆえにその土地所有をもとにしての農業生産の展開は、商品生産の体制的展開・発展とともに三範疇化の胎動を内的に孕むものである。したがって、そのような生産は、常に不安定的にしか社会に存在しえないのである。ここに、この土地所有をもとにしての生産の分化・分解の内在的必然性があるのである。

ところで、維新以降の農業生産構造は、先に再々指摘してきたように農民の「本来的農業＋共同地の利用＋家内工業」での労働力の燃焼による再生産基盤＝C＋V獲得から、本来的農業を中心とする農民の再生産基盤＝C＋Vの獲得という生産力の発展とともに商品生産がきわめて緩慢に深化することによって、展開してきたのである。かかる農業生産構造の展開が、明治後期の産業資本の体制的確立とともにそれまでの地主・小作関係への分化・分解を基調とする、農民層の分解が、それ以降複雑・錯綜化してくるのである。つまり自作農の自作農→小作農→プロ化の下降分化・分解および極く一部の自作農の自作地主→地主自作→地主への上昇展開、地主の自作化の下降分化、小作農の小自作→自自作→自作→地主への上昇展開——いわゆる自自作前進、として各層における内在的分化等々というように農村における階層の分化・分解が、流動的に進行してくるのである。このような農村内部における農民の流動的展開は、維新以降における過渡的土地所有をもとにしてはいるのではなかろうか。したがって、このことは維新以降における過渡的土地所有にもとづく農業生産の具体的なあらわれであり、したがって、維新以降の農業生産の展開は、このような土地所有をもとにしてはじめて把握されるものといえるであろう²⁵⁾。

次に、農地改革後における山田氏の「零細農耕の論理」と農民層の分化・分解についてであるが、それは以下のように整理されるであろう。

つまり、山田氏は、農地改革によって戦前のわが国の農業生産力発展構造を基本的に規定していた「半封建的・地主的土地所有」は、その根源において決定的に再編されたと述べる。そして、氏は、改革後の土地所有を「零細地片の私的土地所有²⁶⁾」であると規定する。(山田

氏は、改革後の土地所有を自由な農民的土地所有の一つとしての、自作農的土地所有とはみなさない²⁷⁾)。このように改革後の土地所有は、再編されたのであるが、零細農耕としての生産構造それ自体は何ら変化を見ることはなかったと、氏は指摘する。そして、氏は、改革後の農業生産力の発展を一応認める。しかし、零細農耕それ自体が、改革後も変わっていないがゆえに、改革後の農業問題把握のポイントは、「生産力発展と零細農耕との矛盾²⁸⁾」の把握にあると、氏は指摘する。なわち、「改革後、農業生産力の段階的発展は、正しく、確認しうるところである。が、……農家の家族家計費は、それよりも一層急速に上昇して、零細規模に立脚する農家経済の存立を、一層困難ならしめて来ている²⁹⁾」、これが現段階におけるわが国農業生産の「生産力発展と零細農耕との矛盾の集中的表現³⁰⁾」である、と氏は指摘している。そこで、氏は、「農民の階層区分は、農民層分解の形態によって規定される³¹⁾」として、家計費(農業所得)との関連において、次のように農民層を区分される。その場合、氏は、まず中農層を上限と下限に分けて規定し、さらに富裕農・貧農層を規定する。すなわち、中農層の上限は、農業所得だけで自家の家計費を償い、雇傭労働を一人まで使用する農家層である。(耕作面積規模規定——東北で2.75町歩層)。下限は、農業所得と農外所得其他をもって家計費を償い、雇用労働なしの農家層である(耕作面積規模規定——東北、1.25町歩層)。かくして、中農層は、1.25～2.75町歩の層と規定され、「農民層分解の分岐するところと規定³²⁾」される。そして、この中農層の上限以上が富裕農層であり、この層は農業余剰を得ており、雇傭労働を一人以上使用している(耕作面積規模規定——3町歩を典型とする)。中農層の下限以下が貧農層で、特に1町歩以下の層は、典型的な貧農層である。なかんずく、0.5町以下層は、「半プロレタリア＝雇農層を形づくる³³⁾」。と。そこで、氏は、改革後の農民層の分化・分解の方向を以下のように結論される。すなわち、「中農層を分岐点として、上層の富裕農へ、又、下層の貧農層へと分化＝分解する必然性。即ち、農民層分解の典型的な形態³⁴⁾。」の方向を、現段階では示している。それは、「再生産構造の内に位置を占める農業所得〔零細農耕が終局的な限界とする〕と家計費等との座標の関係から規定される³⁵⁾」のである。そして、このような現段階の農民層の分化・分解の進行は、「農民層分解の分岐点」を上昇させ、分解を「一層深化」せしめている³⁶⁾。つまり、分解は、「中農層を中農層たらしめている基盤を狭狭化し、従前の中農層の一定部分を貧農層へ切り落す傾向を、内包³⁷⁾」せしめながら進行

しているのである。

以上が、山田氏の農地改革後における農業の再生産構造把握をもとにしての、農民層の分化・分解についての大概である。

このように山田氏が、「生産力発展と零細農耕の矛盾」の展開のうちに改革後の農民層の分化・分解の、現実化を指摘しているのは基本的に正しい指摘であると考えられる。そして、農民層の分化・分解における、階層区分の基準を農民の農業生産からの所得の大小におき、かつ、その農業の再生産過程が雇用・非雇用によって営まれているかどうかにおいて考察しているのは、正しい階層区分の基準であると考えられる。というのは、農民層の分化・分解は、歴史の一定段階における農業生産において、農民が、いかにその生産から自己を社会的に再生産していく物質的基礎を獲得し、かつ、それが、どの程度獲得されるかによってもたらされるからである。

ところで、山田氏は、「零細農耕」の展開における現段階での矛盾をここで指摘しているのであるが、この「零細農耕」それ自体の矛盾については、十二分に説得的に論述していない。それゆえ、氏の論述において、農民層の分化・分解の内的な必然性は、いかなるところにあるかという点がはっきりしない。それは、氏の改革後の土地所有の現実の生産過程における、追求の不充分さに由来するものではなかろうか。つまり、氏は、改革後の土地所有を「零細地片の私的所有」として規定しているのであるけれども、その土地所有の農業生産それ自体における内在的な究明を氏はしていないのである。すなわち、氏は、マルクスが『資本論』第3部第47章第5節において自由な農民的土地所有(分割地農的土地所有)成立の近代社会における歴史的・社会的条件を指摘しているのであるが、改革後の土地所有は、かかるマルクスの指摘による歴史的・社会的条件のもとでの土地所有ではないから、その土地所有をこのマルクスの指摘した土地所有の概念でもって把握することは誤りであるとして、改革後の土地所有を「零細地片の私的所有」として把握すべきであると主張しているのである。が、この氏の「零細地片の私的所有」は、直接的生産者である農民の三位一体所有のもとづく生産での土地所有の形態としていわれているものと考えられる。ところで、この三位一体的所有のもとでの生産における、農民の所得(収入)は、その所有形態の性格からしてそのおかれた歴史的・社会的条件は違っても、資本主義的諸範疇を擬制的に適用して言えば、労賃・利潤・地代の混合的所得(収入)としてもたらされるものである。それゆえ、かかる所有形態での農民は、この混合的所得(収入)をも

とにして自己を社会的に再生産していくのであり、したがって、そのような農民は、生産において自己の各々の所有にたいして自立的な所得(収入)を本来的に要求するものではない。しかし、社会的総生産が発展的に展開し、労働力が農業と工業との関係において流動的に移動・環流する段階においては、農業生産における生産諸要因(労働力・資本・土地)も自立化の胎動を内部的にも外部的にも余儀なくされる。ここに、この三位一体的な所有のもとづく生産の動揺がもたらされ、そこでの生産者の不安定が惹起する。まさに、改革後の農業生産はこの過程を内部的に孕みながら展開しているものと考えられる。つまり、1950年代後半の、わが国の経済の高度成長期を契機とする農村からの人口流出、工業面における労賃水準の相対的な上昇、そして農業生産への機械化の浸透・拡大等々として、農業生産での労働力評価の高まり、そこで、資本の自立的要求の緩慢ながらの展開が、私的小土地所有をそこでの生産の展開において桎梏とするにいたったものといえる。ここに、生産力の発展と私的小所有の矛盾が、現実的に顕在化したものとみなされる。

このように改革後の農業生産の展開は、まず内部的に把握すべきではなかろうか。したがって、改革後の土地所有は、マルクスのいう自由な農民的土地所有(分割地農的土地所有)の成立の歴史的・社会的条件は違っても、基本的にそこでの論理よって把握されるといえるのではなかろうか。

註 1) 戦後このような視点において山田氏が分析された代表的な論稿は、「農地改革の歴史的意義——問題総括への一試論——」(『戦後日本経済の諸問題』取所、1949年、有斐閣、以下「——意義」と略記する。)、『日本農業生産力構造』・第1部(1960年、岩波書店、以下『——構造』と略記する。)、『日本農業再生産構造の基礎的分析』、1962年、土地制度資料保存会等がある。ここでは、「——意義」・『——構造』によって考察をしている。なお、これらの山田氏の論稿は、龐大な統計資料の分析をもととして展開されているのであるが、ここではその点にはふれず氏の論理の展開のみに限定して検討を進める。そしてまた、氏は、わが国農業の地域的考察を踏まえながら論理を展開しているのであるが、その点についてもふれない。その意味では、ここでの検討は、きわめて不十分であるが、小論が、農民層分解と地代範疇についての基礎理論を考察することを直接目的としている関係

上、お許し願いたい。そのため誤解による検討をしているかも知れないので、多くの御叱正をいただきたい。

- 2) 山田同上論文「——意義」参照。
- 3), 4), 5), 6), 7), 8) 山田同上『——構造』, 10頁。そして、ここで氏は、「全問題把握の鍵となるのは、地主的土地所有とその下における農業生産力構造との構成と段階との把握であるとして、間違いでなからう。」(山田同上書, 10~11頁)といっている。
- 9), 10) 山田前掲同上「——意義」, 148頁, 150頁。
- 11) 山田同上「——意義」, 151~154頁。
- 12) 山田同上「——意義」, 162頁。
- 13), 14), 15) 山田同上「——意義」, 164~166頁。
- 16) 山田同上「——意義」, 162頁。
- 17) 山田同上「——意義」, 166~170頁。なお、この「——意義」については、綿谷赴夫氏の書評的論文(『農業総合研究』第4巻第2号, 1950年)を参照されたい。
- 18), 19), 20), 21) 山田同上「——意義」, 155~156頁。
- 22), 23) 山田同上「——意義」, 159頁。
- 24) ここでの過渡的土地所有否定の山田氏の見解は、『——分析』での見解と同様である。(山田同上「——意義」, 155~156頁)。
- 25) このように把握することによって山田氏の掲げている右の表(=自作農分解の方向)も正しく理解されるのではなからうか。
- 26) 山田『再生産構造と農民層分解』, 1961年, 御茶の水書房の「まえがき」参照。
- 27) 山田前掲同上『——構造』, 9頁。つまり、山田氏は、「Parzelleneigentum の概念規定をもって、改革後の日本農業=農民の所有形態を律するのは妥当でない。」と主張している。というのは、氏によれば、その概念規定は、『資本論』第3部における、農村人口が都市人口を著

自作農分解の方向

大正5年 自作農929戸 (36戸寢)	地 主	自作農				小 作 農	プロ レタ リア	他 の 職 業
		三町以上耕作	二町耕作	一町耕作	〇・五~一町耕作			
明治32年 自作農965戸	12	4	80	425	420	76	11	18
地 主		1	9		6			
自作農	3町以上耕作	2	2					
	2~3町耕作	72	9	1	36	22	1	2
	1~2町耕作	461	3		30	361	55	5
	0.5~1町耕作	430				39	302	70
小作農 (分 家)						48		
						(5)	(3)	(9)

自作農 965 戸中、自作農として留るもの 918 戸 (95.1%)・その内、同一規模に留るもの 701 戸 (72.6%)・他は分離, 264 戸。

- I. 上昇(地主, 大規模耕作へ) 82戸
- II. 下降(小規模耕作, 小作農, プロ, へ) 164戸
- III. 其他 18戸

- 備考 1) 山田盛太郎「——意義」, (『戦後日本経済の諸問題』所収, 157頁)による。
2) 原資料。帝国農会『本邦自作農の状況』其一, 大正8年刊。

しく凌駕しており、資本主義生産様式が一般的に支配的に展開しておらない段階においていえることであるからということによる。(山田同上『——構造』, 9頁)。

- 28), 29), 30) 山田同上『——構造』, 109頁。
- 31), 32) 山田同上『——構造』, 118頁。
- 33) 山田同上『——構造』, 118~119頁。
- 34), 35), 36), 37) 山田同上『——構造』, 119~120頁。

(1966. 10. 8.)

付 記

学説批判としては、労農派の見解・中農標準化論・最近における分解論の検討批判を予定している。

Summary

1) It is said; that the Landlordly landownership (Kisei- jinushi-sei) had played a great role in agriculture of modern Japan from Meiji Restoration past-war Land Reform.

2) My very question is the following; What relation to the disintegration of peasantry had the Landlordly landownership in Japan? Was there any connection between this landownership and the development of capitalism in Japan?

3) In this paper, I have inquired, in order to answer this question, how this issue was treated by some theorists of Old Koza School, for it has been said that they had firstly made a systematic and theoretical analysis on the development of capitalism in Japan since Meiji Restoration.

4) The main points of their view on this issue were the following; in agriculture of pre-war modern Japan, the nature of landownership was Semi-feudal, and the mode of production was the small and feudal farming.

5) But now I point out that their view is full of mistakes, because we can acknowledge the fact of the development of commercial farm production in agriculture of Japan since Meiji Restoration.

6) And, in this paper, I have expressed my views on the issue as follows; (1) we must deal with the forms of landownership in Japan since Meiji Restoration, in the category not of Semi-feudal landownership but of transitional landownership, and (2) therefore, we must deal with the disintegration of peasantry in the case where the market price of agricultural products is on the level of cost (original cost plus self-sustaining “wages”), which is necessary for the direct producers to maintain their production.